

# 平成28年塩尻市議会3月定例会

## 総務生活委員会会議録

○日 時 平成28年3月7日(月) 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

### ○審査事項

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費16目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

議案第34号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

議案第39号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第43号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費及び2項清掃費1目し尿処理費を除く)、8款土木費中1項土木管理費2目交通安全対策費、3目輸送対策費、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正

議案第44号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第48号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)

請願3月第1号 原発再稼働の中止と再生可能エネルギーの普及促進を求める請願

### ○出席委員・議員

委員長	横沢	英一	君	副委員長	平間	正治	君
委員	永井	泰仁	君	委員	中原	巳年男	君
委員	柴田	博	君	委員	永田	公由	君
議長	金田	興一	君				

### ○欠席委員

なし

### ○説明のため出席した理事者・職員

省略

---

○説明のため出席した参考人

請願説明員 脱原発社会をめざす塩尻の会代表 鈴木 明子 君

---

○議会事務局職員

事務局長 百瀬 恵一 君 事務局次長 青木 隆之 君

---

午前9時59分 開会

○委員長 皆様、おはようございます。金曜日に引き続きまして、総務生活委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。本日の日程について、副委員長から説明申し上げます。

○副委員長 それでは、本日の委員会の日程でありますけれども、4日に引き続いて本委員会の付託案件について審査をさせていただきますが、請願につきましては、説明者がまいる都合上、午後一番で審査をしていただく予定でありますので、よろしく申し上げます。また、委員会終了後、総務生活委員会協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。なお、本日視察等は予定してございませんので、あわせてよろしく願いいたします。以上です。

---

議案第33号 平成28年度塩尻市一般会計予算中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費（1項総務管理費16目市民交流センター費を除く）、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費（1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費1目し尿処理費を除く）、9款消防費、12款公債費、13款予備費、第2条債務負担行為、第3条地方債、第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用

○委員長 それでは、金曜日に引き続いて行いたいと思います。次に移ります。

○地域振興課長 金曜日、この平成28年度予算の審議の中で御答弁申し上げた件で、1点訂正をお願いいたします。地域活性化支援事業交付金に関する永田委員さんからの事業の申請は、年度の中途でもよいかという御質問に対しまして、いつでも申請していただいてよいというふうにお答えをさせていただきました。ただ、この交付金につきましては、これまで1地区20万円を割り振る形で交付をしてまいりましたけれども、これを改めまして来年度からは、1地区1事業を原則といたしまして、各地区で地域課題を解決するための事業を検討していただきまして、申請された内容に応じて40万円までの範囲内で予算審査を経て、交付することとするものでございますので、年度中途に新たに申請をされましても、その年度に交付金を交付することができませんので、訂正をしておわび申し上げます。申しわけありません、よろしく願いいたします。以上です。

○委員長 それでは、古紙再生事業の関係で田中課長。

○庶務課長 それでは、先日の紙のタイムマシン活用事業に関しまして、資料の提出を求められましたので、通常1年分の事業費の表を提出させていただきました。お手元に既に配付済みとなっているかと思っておりますので、そ

らをごらんいただきたいと思います。まず、見積額の表の説明でございますけど、資料の表の中の消耗品費18万5千800円、この内容につきましては、紙の再生に伴い必要となるカートリッジの代金でございます。電力使用料は2台で35万3,000円。その下の古紙回収業務委託料75万1,000円は、古紙回収を障がい者団体に委託する費用でございます。週2回、1回2時間、2班体制で行っていただきたいと考えております。

○委員長 この件について、御質問お受けしたいと思いますが、どうでしょうか。

○柴田博委員 予算書に記載のリース料は4カ月分ってことでしたが、それは新年度については、1年12カ月のうち4カ月分しか使わないという、そういう意味でしょうか。

○庶務課長 はい、そのとおりでございます。

○柴田博委員 それと、今、説明の中で実証実験というお話がありましたが、ということは、ほかではまだ全然採用された実績はないという、そういうことですよ。

○庶務課長 日本で最初に塩尻市において行うということで、実質的には世界初と、こういう予定をしております。

○柴田博委員 そうしますと実証実験と言った場合に、一般的にどういうふうな資金の分担をするかわかりませんが、実際実証実験して新しい確実な技術であることを証明したいというメーカー側と、あと実際にそれをリスクを負って使う側とでですね、いろいろやりとりはあると思うんですが、そういう意味から言って、さっきの67%というのが適切な割合かどうかというふうなことについての考えと、あと、もしこれがうまくいかない場合に、7年間リースで、例えば途中でもう頓挫したような場合にはどうなるのかということをお願いします。

○庶務課長 まず、最初の部分でございますけれど、実証実験にかかわる経費としましては、機器自体は無償で設置までエプソンさんのほうでしていただきますけど、本市が負担すべき費用としましては、消耗品にかかわる部分と電気代が本市の負担ということになるかと思っております。それは実証実験期間中ですね。その後ですけど、実証実験終わりますと機器は一旦引き上げて、新たに新しい機器を設置するということになるわけですが、その段階でうまくいかなかったというようなことがあるかどうかは、ちょっと想定できないわけですが、トラブルが生じたりしてくればですね、また協議をさせていただくということになるかと思っております。以上です。

○柴田博委員 今のお話の中で実証実験期間中は、機器はリース料ゼロというふうな説明されましたが、今実際に予算書には、もう新年度から4カ月分が計上されてるわけですけど、実証実験というのはいつからいつまでになるわけですか。

○庶務課長 1台でございますけれど、一応7月から11月の期間は実証実験期間で、本体は導入するのは12月で、12、1、2、3の4カ月分という考え方です。

○柴田博委員 先日の説明の中では、予算書に掲載されてるやつ分については、リース料も4カ月で、消耗品も4カ月という説明だったと思いますが。

○庶務課長 まことに申しわけございませんでした。来年度予算の中には、リース期間中の消耗品の部分が入っております。私が勘違いしてございまして、済みません、ここで訂正させておわびさせていただきます。それで、28年度の予算の中には、7月から11月にかかる消耗品のいわゆるここで言うカートリッジ代が含まれ

での予算でございますので、申しわけございませんが、訂正とおわびをさせていただきます。

○柴田博委員 とりあえずお渡しします。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○永田公由委員 これ見たときにね、ただ単純に見れば、言ってみればエプソンが市へ貸し出して、それで市が設置をして、そこでもってこういうものがありますって言って宣伝するのが普通だと思うんだけど、これだけの予算を理事者査定でもう認めてきてるわけですよね。そうすると、我々サイドから見ると、今、エプソンさん、新しい工場をつくる、また市内に独身寮も計画されてるっていうようなことで、そういうことに対する見返りという形で、この機械をわざわざ市役所に置いて、市民なり視察団なりに見せるんじゃないかと、こんなようなふうにとれるんだけど、これだけのものを、県のほうへ申請はされてるようですけど、何の補助とか、交付金とか、そういうものも見込めない中で単費でやると。この費用対効果を見たとき、ただ単純に考えれば、これはいかがかなというのが、誰ももちつ疑問だと思えますよね。それをあえて予算計上されてやってきたというのについては、私もっと奥に深いものが何かあるんじゃないかというふうに思うんですけども、この辺については、私、副市長に、理事者査定で当然OK出した責任者ですから、副市長に考えというか、なぜこれを持ってきたのかということですね、ちゃんと説明していただきたいというふうに思いますが。

○副市長 御指名いただきましたので、私のほうから御説明を申し上げます。まずセイコーエプソンが、この機器を開発をした意図というのを説明を受けているわけでございます。エプソンは御承知のとおり、いわゆるオフィス機器に特化してですね、いわゆる世界戦略を展開をしているっていうことでございまして、その一番大きなものがプリンターでございます。エプソンとしては、パソコンとプリンターと、それからプロジェクターと、この機器、いわゆる紙の再生機器を、一連のこういう、何て言いますか、システムとしてですね、これから世界的に販売を行っていききたいということで相当気合いを入れてですね、この機器を開発をしたということでございます。開発したところは島内にございます工場で、専門のスタッフ数名を投入してですね、開発に当たってきたと、こういうことであります。私のほうに説明を受けて、ぜひ、先ほど実証実験という言葉が出ましたけれども、実証実験と言いますか、もう既に完成をしたものについて使い勝手がどうなのか、実際の現場でですね、どういうふうな形で使えるのかということも含めて、製品の性能そのものではなくてですね、実際の現場でどういう活用の仕方ができるのか、そのコスト等々も含めてどうなのかということ半年間ぐらいやりたいということで、申し入れがございました。その後は、ぜひ使っていただけないかと、こういうことでございます。その際に、まだ社内なことだもんですからはっきりこの場で申し上げることはできませんけども、今、委員さん御指摘をいただいた広丘事業所の拡張、それからこれからの研究開発等々にですね、量産に入れば相当密接な関係を持って展開をしていきたいという意図も感じられるところでありましてですね、そういう意味からしても、私どもの主力の研究開発拠点と製造拠点が広丘にあるわけでございますので、そういう意味で塩尻市でまず第1号として使っていただいて、全国の特に自治体等々についてですね、広めていきたいというような意図も非常に感じられましたので、私どももその辺のことをきちんとエプソンさんとお話をする中で協力をしつつ、私どもも環境面で特に優れた技術でございますので、こういうものを私どもがまず第1に使うということで、エプソンのためにも、我が塩尻市のためにもですね、ためになるだろうということの判断のもとに多少コストをかけてもですね、これは挑戦すべきだろうという判断のもとに参加をさせていただいた次第であります。以上です。

○永田公由委員 先日のNHKテレビでね、この機械のことをやってたんですよね。その中でもう少しこれを小型化して中小の企業のオフィスで使えるようにしていきたいというようなことも言ってたんですよね。そうすると今度置く機械というのは、やはり今、副市長言われたように公官庁なり、大企業なりをターゲットにしてだと思うんですよね。そうしたときに、もしこれが小型化されて、そういったものが出てきたときには、当然リースですから変更もあり得ると、こういう理解をしたんですけれども、そこでね、市民ホールに置きたいという、こういうことなんですけれども、やはり市民ホールも大規模改修してせっかくすっきりした形になった中で、置く場所については当然検討されると思いますんで、その辺やっぱり大規模改修が無駄にならないような設置方法というのは必要じゃないかというふうに思いますし、またやっぱり単純に考えた場合に、こうだっているのがあるものですから、我々も説明しなきゃいけないんですけれども、市民サイドから見たときに何だと。正直言って500円の敬老会費を削ってこっちにお金を持っていくのかっていうような、単純な議論も出かねませんので、その辺については、十分理解されるような方法をとっていただきたいというふうに思いますし、また障がい者の雇用に関しても市役所で働くということになると、そういった障がいを持ってる皆さんにとっては1つのステータスになるものですから、そうしたときに私んともやりたかったけどできなかった、俺んどこへ何で来ないんだというような、そういった不公平感が持たれないような選定方法をとっていただきたいというふうなことを要望しておきます。

○柴田博委員 年間924万6,000円ということなんですけど、参考までに、これを使わないで、これで処理する分の紙を全部買った場合にかかる費用というのは、幾らぐらいになります。

○庶務課長 現状、本庁ではですね、本庁の内部で買うA4サイズのコピー用紙代としては、323万円ぐらいを購入しております。

○柴田博委員 確認なんですけど、それは、あくまでこの機械で処理できる分の紙を買ったときの購入費ということでもいいですか。

○庶務課長 厳密に言うところの機械は、紙がそのところへ集まれば処理はできますので、本庁内の紙とは限らずにはほかの施設のものでも、集めることさえできれば処理はできるんですが、ちょっとその集め方は難しいかなとは考えております。それで、できるとすれば本庁内のコピー用紙ですね、それを再生していくという考え方でございます。

○柴田博委員 ちなみにそれは、量としてはA4の紙にして何枚分ぐらいというふうに考えていらっしゃるんですか。

○庶務課長 当初の考えでは、いわゆる機密文書として年間廃棄するのが26トンございまして、それで機密文書ではなくて普通にですね、皆さんの御家庭と同じように業者に回収していただくのが23トンで、合計で49トンの紙が市役所から1年間出ていくわけでございますけど、そのうち27トンぐらいを再生に回せるんじゃないかという考えではあります。ただちょっと枚数に換算すると。

○柴田博委員 わかんない。

○庶務課長 1枚4グラムということですので、ちょっと割算をしてみないといけません。

○柴田博委員 でも27トンと言われてもイメージがわからないよね。

○庶務課長 年間129万枚ですか。

○副委員長 関連なんですけどね、トンと言われても現実的によくわからなくて、実際の話として、例えば1,

000枚の古紙を溶かして、またつくり直したら何枚できるのか。それが1,000枚できりゃいいんでしょうけども、それが何回できるのか。1回で終わっちゃうのか、何回も繰り返してできるのか。そういうことの積み上げによってね、収支をはっきりさせていくというか、元気づくり支援金のほうも申請しているようですけども、費用対効果という分は出せると思うんですよね。だから、ある程度そういうことを基本的な、何て言うんですかね、裏づけというか、理由づけの1つとして、数字的なことも含めてね、きちんと整理しておくことが大事だと思いますけど、冒頭の1,000枚、例えばやったとすれば、何枚再生できて何回ずっとやれるわけでしょうか。

**○庶務課長** 1. 2枚から1枚が生産できるということだそうでございますので、大体1,000枚のA4用紙があれば、833枚ぐらいが再生できるということになるかと思えます。それとあとは、何回ってというのは、正直なところエプソンさんのほうでも正確なデータは持ち合わせていないということだもんですから、正確にちょっとお答えするのは難しいことでございますので、御容赦いただきたいと思えます。

**○副委員長** そうすると費用対効果は数字的には算出できないってということですか、財政サイドのほうで。

**○財政課長** 今回の査定の中ではですね、具体的なそういう技術的なところが明らかではありませんでした。このコストについては、いずれにしても再利用が可能であって、R100というのは世界にない技術でございます。全て再生紙を使ったものであるということからして、環境面的な側面からも効果があるし、コスト面から言っても可能な限りは再利用するんだと、そういうことでありますので、紙のコストに関しては削減できると、こういう判断をしたところでございます。

**○副委員長** 古紙再生は非常にいいことだと思うんですが、ただやってみたい、ほしいというだけでなくですね、きちんとしたそういうことが説明できるような、数字的にも。それはきっちりではないにしても、おおむねそういう方向だっということが示されないと、なかなか一般市民の皆さんからも理解が得にくい部分があるかと思うんで、理念だけでなくね、裏づけとなるものはきちんと用意できるようにしておいていただきたいと思えます。

**○副市長** 私、現場へ行かせていただいて、現場で説明を聞いてまいりました。その際にはですね、数回にわたって再生したものをまた再生することができる。厚さが変えられるんですね、0.何ミリのやつから。だんだん繊維が短くなるんで、厚い用紙であれば、厚くて使えないような用紙じゃあないですけど、そういうことであれば、かなりの量が再生可能だということでもあります。これは査定する際に、今の300万円というお話がありましたけども、3回回せば大体ツーペイするのかなというふうなことでございましたので、そういう判断をさせていただいてございます。エプソンのほうでも、実際に今、神林の事業所で実験を繰り返しているようでございますけども、数回にわたって再生したものをまた社内に戻して、また再生するというようなことを繰り返しているようですから、その辺も含めて少なくとも3回以上は回してみたいというふうには思っております。

**○永井泰仁委員** 金銭的にこれを見ると採算が合わない事業ですけども、先ほど永田委員も言ったようにですね、障がい者の雇用にもつながりますし、それから、これは全国で初めてというケースで、細かいデータを知りたいがゆえに、まず日本で最初のを塩尻市役所でやってほしいということの中で、おおむね当初の紙は8割は再生される、さらに3回までは可能だろうという、そういう予測も今、副市長の答弁でも出てきているもんですから、機械はそう大きいもんじゃないと思えますんで、展示するのもですね、場所とかいろいろ少し配慮をさせていただいて、言い方は悪いですけども、これからのまたエプソンでもね、どうも聞くところによると広丘のほう

で主力にこれが伸びる可能性が十分、いわゆる最初官公庁、そして各会社の事務の関係だとか、あるいはCO2の削減ということで世界的な視野でもっていきたいという、そういう思いもあるようですね、そういった点から塩尻市のスタンスとしてね、エプソンの占めているいろんな面での、特に税収もそうですが、雇用もそうですし、大きいという形の中で、これはテストケースにはなりますけれども、私は先のほうを展望して、この事業はある程度やっぱり認めてもやむを得ないじゃないか。それであまり極端にいろいろな問題が出てくれば、当然またそれは交渉の場を持ってもらってやるということで、ある意味細かい時点の実証実験の形になりますけれども、方向としては将来の展望が読めるという形の中で、金銭的な今回出てる数字よりも将来の可能性にかけるという意味で、私は、これは導入してもいいんじゃないかというふうに思います。これは要望で結構ですが。

**○柴田博委員** 1つだけ確認させていただきますが、1,000枚入れて830枚ということは、当然残渣が残るということだと思うんですが、インク類も含めて残渣物が出てくるとは思うんですが、それは燃えるごみとして処理できるということ考えていいですか。

**○庶務課長** その辺につきましてもですね、エプソンさんのほうからまだ公表がされておられませんので、どのような処理になっていくかというのは、明確にはお答えできないとここでございますけど、そんなに多くのものが出てくるという印象は持ってはおりません。

**○柴田博委員** 例えば、インク類がその中に含まれるとすれば、そのまま普通の一般廃棄物じゃなくて産業廃棄物みたいな扱いになるとかっていうようなことも可能性としてはあるということですか。

**○庶務課長** 正確ではなくて申しわけないんですけど、紙は衝撃でそのまま砕いてしまっただけで繊維の段階までいってしまうので、特段化学的に処理しなくてはいけないようなものは、生じないという認識でございましたけれど。

**○委員長** いいですか。ほかにはどうですか。よろしいですか。それでは、130ページまでは以上で終了いたします。

それでは、次に移ります。歳出の3款の民生費と1項社会福祉費ですか、そして8目の国民健康保険総務費、149から198ページまでの関係する項目について、説明をお願いいたします。

**○市民課長** それでは、予算書の149、150ページをお願いいたします。149ページの下ですけれども、3款1項8目の国民健康保険総務費でございますけれども、150ページの説明欄ですが、これにつきましては、人件費のほかに3つ目の白丸になりますが、国民健康保険事業特別会計繰出金4億9,600万円余でございます。繰出金につきましては、国保の特別会計のほうでも説明いたしますけれども、制度改正によりまして、保険者支援分の繰出金が増額になっているという状況でございます。

それでは、次のページをお願いいたします。9目の後期高齢者医療運営費でございますが、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金ですけれども、こちらは、事務費と医療費分ということで5億9,100万円。

それから2つ目の白丸は、後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございますが、事務費分と保険料の軽減相当分を繰り出すもので、1億4,000万円余を計上をしております。

ページが飛びますけれども、169、170ページをお願いいたします。169ページの下段でございますが、3款4項1目の国民年金事務費、こちらにつきましては、法定受託事務としてやっております年金事務についての人件費と事務諸経費をそれぞれ計上しているものでございます。私からは以上です。

**○生活環境課長** 私からは181、182ページをお願いいたします。その次のページの183、184ページ

から説明をさせていただきたいと思います。まず2つ目の丸、花による美しい環境づくり事業ですけれども、花壇設置用資材191万円余は、花苗等を地区花壇、学校や保育園、支所、公共の場所等に4万8,500本余りを配布いたしまして、花による美しい環境づくりを進めるものでございます。

次の丸、「クリーン塩尻」推進事業でございますが、この事業は、「クリーン塩尻」推進連絡会議が主体となつて、市民、事業者、行政が協働して環境美化等を推進する事業を行っておりますが、「クリーン塩尻」パートナー制度に加入する38の企業、学校、市民団体のボランティア活動によりまして、地域の清掃活動、あるいは現在は田川を中心といたしました蛍の生息域拡大を目指した、河川敷のアレチウリ等の外来種の駆除、あるいは河川護岸の芝桜の植栽等を行っているところでございます。また代表的な事業といたしましては、エコ・ウォーク「クリーン塩尻」大作戦がございます。一番下の黒ポツにあります「クリーン塩尻」推進連絡会議は、市民団体、市内事業者、高等学校等で構成する連絡会議で、補助金30万円を交付するものであります。

次の丸、廃棄物不法投棄防止対策事業ですけれども、主な内容は6つ目の黒ポツ、不法投棄物処理委託料260万円で、不法投棄パトロールや市民の通報等により発見された廃タイヤや家電製品、春秋の一斉清掃やエコ・ウォーク等で片づけられたごみの処分費でございます。その下黒ポツ、不法投棄回収委託料402万円余でございますが、国道、県道、市道のほか、河川及び林道の定期パトロールと投棄ごみの回収をシルバー人材センター及びNPO法人に委託して行っているものでございまして、捨てられない美しい環境づくりを維持していくものでございます。

次の丸、公衆衛生施設管理等事業でございますが、公衆トイレの管理にかかわるもので、市内公衆トイレ、今現在は、大門一番町の末広公園内及び町区の宮本町バス停横の2カ所となっております、年間トイレの清掃委託料としまして、地元の老人会2団体に21万円余を支出しているものでございます。

次の丸、狂犬病予防事業であります、185、186ページをお開きください。3つ目の黒ポツ、狂犬病予防注射・登録管理事業委託料52万円余でございますが、例年春と秋に行われます飼い犬の狂犬病予防注射や新規登録を行う事務を長野県獣医師会に委託して行っているものでございます。

1つ目の丸、地区衛生推進事業でございますが、最初の黒ポツ、衛生部長謝礼は市内の66区の衛生部長に対し均等割2万3,100円、戸数割55円で算定いたしまして個人に支払っているものでございます。5つ目の黒ポツ、環境衛生活動委託料でございますが、各区の衛生班長、市内には840人の方がいらっしゃいますが、この方が中心となって行っているごみの分別や清掃、ごみ収集カレンダーなどの衛生環境の文書の配布などの環境衛生活動に対し、各区の戸数に260円を乗じ区に委託料として支払っているものでございます。その下の黒ポツ、一斉清掃廃棄物処理委託料10万円余でございますが、主に市道等の側溝土砂の処分委託料でございます。

次の丸、空き家対策事業でございますが、初めの黒ポツ、空き家等適正管理審査会委員報酬でございます。空き家等の適正な管理におきまして、市が行う命令等の行政処分を行う際に公平性を担保するため、第三者の意見を聞くこととしております。その審査会の委員報酬で、5人分を計上したものでございます。次の樹木管理委託料40万円でございますが、老木木の腐り、あるいは強風による倒木の恐れがあるなど、周辺住民の危険の恐れがある場合で、緊急的に安全な措置をとるために原則所有者の同意を得て、一旦は市が専門業者に委託して危険を回避します。その際の費用を見込んだもので、後日所有者に費用の請求を行うものでございます。その下の黒ポツ、空き家調査等委託料19万円でございますが、建物の倒壊、あるいは破損等により周辺住民に危険の恐れ

がある空き家等につきまして行政指導などを行うに当たり、建築士の専門的知識による危険度の判定が必要になった場合は、この経費を使わせていただくものでございます。その下の黒ポツ、緊急安全措置材料費24万円でございますが、空き家等の建築材が飛散、または崩落することによりまして、通行人や近隣の住民に影響を及ぼす危険性が高い場合に、市が必要な最小限の範囲で緊急的に危険を回避する措置を講じようとする場合の資材費であります。具体的には、近隣住民に危険を知らせる看板やバリケードの設置、養生シートによる危険箇所の覆い、飛散防止ネット等を考えております。

次の丸、公害防止対策事業でございますが、事業の中ほどの自動車騒音調査委託料41万円余は、道路騒音の測定を市内1カ所で予定しているものでございます。また、その3つ下の黒ポツ、河川・湖沼水質検査委託料233万円は、市内の用水路を含む14河川及び4湖沼について、定点における環境モニタリングを継続して実施しているものでございます。その2つ下、大気測定車設置電気工事でございますが、片丘北熊井の一般事業にかかわる発電事業が始まる前の大気環境測定を長野県の大気測定車あおぞら号と言っておりますが、これを借りまして、おおむね1カ月連続測定を実施するもので、そのための電気供給工事代でございます。なお、その際の測定にかかわる電気代につきましては、その事業内の4つ目の黒ポツになってございます。一番下の間欠式空気揚水筒撤去工事でございます。現在みどり湖には、良好な水質を維持するために湖底と湖上の水を循環させるレイクリフターという機械が設置されております。これは直径50センチくらいの鉄パイプで、一番上に浮きがついてるものなのですが、それをいかりのおもりで湖底に固定しています。その物が来年秋から実施される予定のみどり湖の耐震補強工事によりまして、一時撤去しなければならないということで、その費用を見込んでいます。

187、188ページをお願いいたします。1つ目の丸、環境教育推進事業であります。この事業は地球温暖化防止や自然環境の保全、またごみの減量や不法投棄の防止など、環境を守る心を育むことを目的に出前講座、あるいは地区説明会の実施、環境学習の成果や事例発表の場として行っております環境トーク&パフォーマンスや、環境イベントでありますe-L i f e F a i rにかかわる予算を計上したものでございます。

次の丸、環境管理システム推進事業でございますが、本庁舎、市民交流センター、保健福祉センター、総合文化センターのほか、保育園、小学校、支所の60施設において、ISO14001の規格に適合した環境マネジメントシステムを導入いたしまして、環境基本計画の推進、あるいは日常業務における省資源、省エネルギー等を率先して実施しているものでございます。3つ目の黒ポツの審査登録料・支援業務委託料でございますが、3年に1度のISO14001の認証更新、それからISO14001の新企画が示されたことによりまして、その移行のための審査費用でございます。

次の丸、合併処理浄化槽設置事業につきましては、水道事業部となりますので省略し、高ボッチ高原自然環境保護事業をお願いいたします。この事業は、これまで植生復元試験を実施しながら高ボッチ高原のあるべき姿について、市民の皆さんからの意見を聞きながら自然環境の維持保全を基本に、環境、農林業とがそれぞれマッチングした高ボッチ高原となるよう、環境管理ガイドラインを策定していきたいというふうに考えているものでございます。また、高ボッチの頂上付近の自然が人的要因によりまして破壊されないような措置や、あるいは安全を確保するために必要な整備工事を行っているものでございます。4つ目の黒ポツ、高ボッチ高原支障木伐採業務委託料でございますが、草競馬場から第2駐車場の管理棟のある場所までの市道沿いに、現在繁茂しております

コナシ、ズミとも言っておりますけれども、これをもともと草地であった地域でございまして、その自然発生した樹木約130本を伐採する予定でおる費用でございまして、5つ目の黒ポツ、高ボッチ高原整備工事につきましては、頂上下にあります、先ほどお話しした第2駐車場の周辺の木柵が老朽化しておりまして、訪れる皆さんの安全を確保するために古い木柵を撤去し、新たな柵を約300メートルございまして、設置する予定でございまして。

次の丸、地下水・湧水等水環境調査事業でございまして、この事業は、地下水を市民共通の財産と捉えまして、新たな水資源の保全と適正な利活用が図られるよう地下水の水質を継続的に調査して、モニタリングしようとするものでございまして。また、本年度からですが、市内の井戸1カ所、中央スポーツ公園内にある井戸でございまして、ここに連続水位計を設置いたしまして、年間を通して市内の地下水の水位の変動がどうであるのかというものを調査を始めているところでございまして。

次に189、190ページをお開きください。2つ目の丸、再生可能エネルギー利用促進事業でございまして、林業再生や循環型地域社会の形成など、総合的な森林バイオマス資源の活用を図るために、本市で行われている信州Fパワープロジェクト事業の推進とともに、木質バイオマスを地域資源として市内の一般住宅や小規模事業所での利用促進を図ろうとしているものでございまして。4つ目の黒ポツ、再生可能エネルギー設備導入普及事業補助金466万円でございますが、ペレットストーブ、ペレットボイラー、薪ストーブ及びペレット燃料に対する補助金でございます。ちなみに、それぞれの補助金額の上限でございますが、ペレットストーブが20万円、ペレットボイラーが50万円、薪ストーブ15万円、ペレット燃料につきましては、ペレットストーブで限度額1万8,000円、ボイラーで100万円ということとなっております。

次の丸、省資源・省エネルギー促進事業でございまして、一般住宅への省エネルギーの設置導入に対する支援で、家庭用蓄電池、または家庭用燃料電池、エネファームと申しておりますけれども、この導入に対して限度額10万円を、また省エネナビ、あるいはHEMSという、ホームエネルギーマネジメントシステムと言っておりますが、この設置に対して1万円を補助するものでございまして。

次の丸、斎場施設管理費でございまして、事業中中ほどの斎場運営業務委託料は、斎場内の案内業務、火葬業務、場内の清掃等維持管理業務等を委託して行っているもので、3人の人件費分等を計上しているものでございまして。

次の丸、斎場施設維持整備費でございまして、191、192ページをお開きください。上から3つ目の黒ポツ、斎場設備改修工事1,340万円は、施設の老朽化に伴う火葬場の耐火物全面積みかえ工事と、火葬炉に付属する排風機の更新にかかわる経費で、火葬炉の改修は平成26年から行ってきておりまして、これまで3基中2基実施済で、来年度は最後の1炉を工事するものでございまして。

1つ目の白丸、霊園管理諸経費でございまして、東山霊園及び檜川の平沢墓地の維持管理にかかわる諸経費を計上しているものでございまして。事業内の下の黒ポツ、霊園管理業務委託料は、通常の管理として来園者の受付案内や園内の草取り、また園内の草刈りを行う委託料でございまして。その下、永代使用料還付金につきましては、聖地購入後何らかの理由によりまして返還される場合において、使用していた期間に応じて永代使用料の一部を返還しているものでございまして、来年度は14区画を見込んでおります。

次の丸、霊園整備事業でございまして、2つ目の黒ポツ、霊園整備工事2,550万円は、合葬墓の建設工事

で2, 200万円、霊園内の通路整備工事で350万円を計上させていただいているものでございます。

次の丸、し尿処理施設管理費は水道事業部となります。193、194ページをお願いいたします。4つ目の白丸、ごみ処理負担金の松塩地区広域施設組合負担金ですけれども、ごみの共同処理にかかわる負担金でございます。3億2,007万円余の内容でございますが、積立基金や起債償還金などの建設費分担金などで、1億8,298万円、また可燃ごみの償却にかかわる維持経費分担金で1億3,708万円余となっております。なお、市長の総括説明でも申し上げましたけれども、組合事業といたしまして、松本クリーンセンターは、今現在、焼却施設の長寿命化のための焼却施設の改良工事を平成29年まで行っております。また来年度は塩尻クリーンセンターの旧施設解体工事等を、また平成29年度は新たな中継施設の整備をそれぞれ国の交付金を受けて行う予定となっております。

一番下の丸、廃棄物等収集運搬処理事業1億2,375万円余でございますが、この事業につきましては、ごみの収集と処理にかかわる経費が主な内容となっております、前年対比約11%の減というふうになっております。195、196ページをお開きください。その主な内容といたしまして、一番上の黒ポツ、廃棄物収集委託料9,128万円余でございますが、こちらが前年対比約1,500万円、約14%の減としてございます。この委託料は、可燃ごみ、埋立てごみ、有害ごみ、剪定木の収集運搬にかかわるものですが、主といたしまして、家庭系の可燃ごみの収集運搬費を見直して削減を図ったものでございます。このことにつきましては事務事業評価、あるいはごみ処理有料化から10年経過しているというところから、見直しを進めてきたものでございます。具体的には、家庭の可燃ごみが徐々にではありますが、減少してきていることにより実収集時間が短くなっていることなどが挙げられます。また県内の自治体のごみ収集運搬費等を調査しました上で、本市の家庭系の可燃ごみの松本クリーンセンターへの運搬は、高速道路を今現在は利用しておりますけれども、そういった実情を加味しまして、ごみ収集運搬費の市の考え方を各社と協議をいたしまして、提出いただいた見積額を参考に予算を計上したものでございます。その下の黒ポツ、廃棄物破碎処理委託料3,000万円余につきましては、埋立てごみや布団、家具などの可燃性粗大ごみの破碎処理と破碎後の埋立てごみを朝日村の最終処分場へ、また可燃性粗大ごみの破碎したものは、松本クリーンセンターまで運搬していただいている業務でございまして、市内の民間業者に委託しているものでございます。

次の丸、資源リサイクル推進事業1億7,384万円余でありますけれども、資源循環型の形成に向けてごみの分別による資源化を促進しているものでございます。この事業の対前年度比は、8.8%の減になってございます。その主な理由は、事業中ほどの資源物回収事業委託料と、その7つ下、プラスチック製容器包装収集運搬委託料につきまして、合計で前年度対比1,030万円、約13%から14%の削減を図ったものでございます。この両委託料につきましては、古紙や古布、金属、小型家電製品の収集運搬とプラスチック製容器包装の収集運搬になっておりますけれども、まず近年電子媒体の普及によりまして紙類がかなり減少していること、また大型食料品販売店の進出が相次いでありまして、店舗独自で新聞、雑誌、段ボールの古紙の回収、あるいは発泡トレイなどのプラスチック製容器包装の回収が進んでいることも1つの要因かというふうに考えておりますが、こういったことを含めまして、収集運搬量も減少してきていることから、先ほど話をしました家庭系の可燃ごみと同様に、ごみ収集運搬費の市の考え方を各社と協議いたしまして予算計上させていただいたものです。可燃ごみ収集や資源物回収など、収集運搬経費が大幅に今回見直しをさせていただいた予算となっております。しかし

ながら、収集回数などを減らすというようなことは、する考えではなくてですね、市民の皆さんのごみの排出に影響がないというふうに考えております。これまでと同様の収集体制となっておりますので、御了解をお願いしたいと思います。事業の中ほどの黒ポツ、焼却灰資源化等委託料3, 179万円余でございますが、平成26年度から松本クリーンセンターで排出される焼却灰等の約4割を土木資材等に資源化しております、廃棄物の資源化と最終処分場の延命化を図っているものでございます。その下の黒ポツ、剪定木等処理委託料につきましては、分別収集後の堆肥資源化を図っているもので、年間610トン余を見込んでいます。

次に最後になりますが、197、198ページをお開きください。上水道施設費の繰出金5, 200万円余でございますが、水道事業会計及び簡易水道事業特別会計繰出金をそれぞれ事業の安定経営を図るための一般会計からの繰出金となっております。私からは以上でございます。

**○委員長** ありがとうございます。それでは、説明を受けたまでの部分の質疑を行いたいと思います。委員の皆様から質問はありませんか。

**○永田公由委員** まず190ページの再生可能エネルギー利用促進事業の中で、予算説明資料でいきますと、このペレットボイラー燃料、1件当たり100万円の燃料費を補助するということなんですが、このペレットボイラー自体は50万円です。燃料に100万円というのは、あれっと思ったんですけど、要はペレットがトン当たり幾らで、このペレットボイラーを稼働した場合に、年間どの程度の燃料費がかかるのかってことをちょっと教えてください。

**○生活環境課長** まずペレットボイラーにつきましては、本年度も既に補助を出してございますが、御承知のように野村農園さん、トマトの。あそこは実証用のペレットボイラーを入れておまして、その燃料といたしまして、ついこの2月からちょっと補助を支出しております。燃料でございますが、ペレットストーブについては1袋10キロ袋ですけども518円になっております、消費税込みで。ボイラーのほうがこれよりちょっと安かったんですが、済みません、ボイラーのほうちょっと調べて、また後で申し上げます。実質上、ここで私どもの50万円のペレットボイラーは、小規模な事業所に対するボイラーの補助を考えております。大体1台あたり120万円ぐらいかなっていうふうに、私ども想定しておりますが、今回の野村農園のようなところはですね、県の補助が、これ出まして、何百万円か出るはずですので、そういうものを設置した場合でもペレット燃料に対する補助をしていきたい。なぜかと申しますのは、いわゆる設備だけを普及させても、使う燃料が将来にわたって何とか使ってもらえるような形にしていかなきゃいけないということで、御承知のとおり今、ペレットの製造、もう今研究中ということでございますので、そういったことが将来普及する形に資材を整えておきたいという考えでございます、進めているものでございます。

**○永田公由委員** だでさ、1件に100万円の燃料代を補助するについて、年間で、じゃあ一体その事業者、どのくらいの燃料費を使うところに100万円を補助するのかってことを聞いてるだよね。いいよ、もし、わからなけりゃ、後でいい。

**○生活環境課長** 後ほどお答えさせていただきたいと思います。

**○永田公由委員** それとこういったものの、ペレットストーブなんかは、1つの物が備品として残るから1回補助すればいいんだけど、燃料というのは消耗されていくわけですよ。そうすると、毎年そういったところに継続的に補助を出していくのか、それとも期限を切って、3年なら3年で切っていくのか、その辺の考え方って

うのは、どうなんですか。

○生活環境課長 今、委員さんがお話があったように、私どもは将来的にできるだけペレットの普及ができるような形をとっていきたいと思っておりますが、基本的に補助金というのは、3年が1つの単位として、その補助の状況を見ながらですね、以降継続するかということは考えていかなきゃいけなくなると思っていますので、とりあえずはそういう考え方で、今おります。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 186ページの空き家対策事業の101万8,000円ですが、これはとりあえず1件分を念頭で、この金額を算出したものかどうかお尋ねします。

○生活環境課長 特に何かの1件分ということでは、ございません。例えば、樹木管理委託料の40万円、あるいは緊急安全措置材料費につきましても、今現在17の危険と思われる空き家の中で、6つが今、独自で解体されているのが確認されていますので、あと11残っているんですが、この11の空き家が何らかの関係で危険な状態になったときにはですね、対応する。あるいはこの11じゃない空き家でも、例えば敷地内の樹木が倒れそうとか、いうのも対象になっていくということでございますので、特定した空き家を対象にした費用ではないということで御理解いただきたいと思っております。

○永井泰仁委員 そうすると、あと11件が危険だということですが、この辺の判断というのは、市の職員がパトロール、あるいは区長等から何か連絡が来たのであるか、あるいは審査会の中でこのくらいはというようなか、どういう判断で危険なところ決めてるのか。

○生活環境課長 昨年度条例をつくらさせていただいて、国でも特定空き家の法律ができたわけでございますが、私どもは特定空き家の認定をどういうふうにやるかっていう認定基準を定めておりまして、大きく分けて3つございます。1つは、建物の全体が壊れちゃって崩壊しているようなもの。建物が崩落してっていうような場合は、大きな内容として1つあります。2つ目といたしましては、その空き家に不特定な者が侵入する恐れがある。そのことによって犯罪が起きやすいというものが、2つ目になります。3つ目はですね、樹木の著しい繁茂や、ネズミ、あるいは害虫がたかって非常に劣悪な環境になっていると。この大きな3つの中で、それぞれチェックをかけてですね、このチェックが一定の数になったときには、もう空き家に認定していくという状況の形にとっておりまして、その特定空き家に認定したものについては、助言、指導が始まっていくというものでございます。その中で、指導したり、勧告したりする際にですね、この審査会の皆さんにお諮りいただいて、これが適正な形の処分なのかどうかというのを検討していただくというものでございます。

○永井泰仁委員 そうすると、この適正審査委員会ですが、これは特に年何回開くとか、あるいは年度の前期、後期で2回ぐらいとか、どういう開催の基準というか、判断をしていますか。

○生活環境課長 特に何回というふうには決めておりませんが、選定する方なんです、今現在は弁護士、それから司法書士、それから建築士、それから学識経験者といたしまして、今、信大の先生をお願いする予定でおりますし、もうお一方区長会から1人選出していただいてきております。そういった方たちと話をするとき、基本的に認定空き家となって、指導勧告をする状況にまだ今なっていません。今認定している空き家1件ございまして、助言しているところございまして、そういったことが発生してきた段階で審査会を開くことになっているように考えています。今年度中は1回、集まっていたいただいた審査委員の皆さんにこういった形で今後進

めていくかという話し合いはしたいかなというように思っております。

○永井泰仁委員 私もちょっと心配している家屋が、私の地元の区内にもございまして、できればしっかり指導して、ある程度早めに方向性を出していかないと、毎日中学生が通って見ているような面もございまして、これは要望ですけれども、できるだけ早めの判断で何とか処分できる方法を考えてほしいということで、要望にしておきます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○柴田博委員 188ページの下の方の地下水・湧水等水環境調査事業の関連ですが、中央スポーツ公園内の井戸で連続式の水位計を設置して調査してることですが、それは1カ所だけでずっとやることによって、具体的にどんなことがわかってくるのかということと、それからあと、たしか中信地域で松本市、安曇野市と一緒に地下水の関係の調査みたいなことをやってたと思うんですが、その辺については、今どうなっているのかというのをちょっとお願いします。

○生活環境課長 まず1点はですね、地下水の測定1カ所ということでございまして、一昨年深井戸の調査、水位を60カ所やってまいりました。その水位は現在把握しておりまして、夏と冬ですか、の水位がどうなっているか、変化は調査してわかっておりまして、どんな方向に水が流れているかということも私どもは調査把握しております。実際にこの調査を行った業者といろいろ相談する中では、1カ所測定して全体の水位がどうなるかということさえわかれば、おのずと市内全体の雰囲気がわかるということで、1カ所選定をさせていただいたものでございます。選定については、できるだけ公共の場所ですね、常時観測になるものですから公共の場所を選んだということで、また市内、ちょうど中心部ということで選ばせてもらったものでございます。

それから、安曇野や松本、塩尻、大町を含めたアルプス地下水協議会というのがございまして、こちらはですね、私どもが60カ所地下水の調査をいたしました、今年度、安曇野地域全体を地下水の調査いたしました。私どもの60カ所中6カ所同じ井戸もことし測定をいたしまして、これによりまして、中信平全体の水がどのようになっているかということが、今年度末までに調査の結果が出てくるという状況になってございます。

○柴田博委員 中スポの井戸の連続水位計ですけども、それは年度ごとに、例えば結果みたいなものは出されているわけですか。それとも最終的にどうだったかという結論を出すようなものなのか、その辺はどうですか。

○生活環境課長 年度ごとのデータが出てまいりますので、何月ほどのくらい水位があったかというのは確認できるようにしております。

○柴田博委員 そうじゃなくて、その井戸だけの水位じゃなくて、その結果を用いて市内全体の水位というか、地下水の状況が推定できるということでしたが、その辺の推定というのは年度ごとにやっているわけですか。

○生活環境課長 済みません、そこまでちょっと、今、業者と話しておりますが、私の理解する範囲の中では、1点を計測すれば市内全体の保水量、これがおおよそ推計できるというふう聞いております。それについては、また1年を通してやってみて業者と相談していきたいかなと考えております。

○柴田博委員 190ページの真ん中あたりの省エネルギーの関係ですけども、家庭用の蓄電池とか燃料電池の補助をしているということですが、今、実際に市内に蓄電池とか燃料電池、設置されてる家庭ってというのはどれくらいあるかというようなことはわかりますか。それと傾向で少しずつだけふえているという方向なのか、それとも一定初め普及したけど、その後はずっとそのまんまとか、その辺の傾向についてはどうでしょうか。

○生活環境課長 現在、ついている新しい技術なものですから、家庭用蓄電池にしてもエネファーム、燃料電池ですか、これについては全部把握できておりません。私ども新しく補助金を出して、蓄電池が今年度4台、エネファームが1台設置されました。いずれも新築住宅でございまして、やはり省エネルギーに特化した住宅とあわせてやっていくという傾向が高いのかなというように思いますし、蓄電池はですね、太陽光発電、私どももう太陽光発電の補助出しておりませんが、私の認識の中では、今後はだんだんだんだんF I Tの値段も下がってくるものですから、蓄電池を買って、自分で発電して蓄電池にためて、それを夜使うというのがこれからの傾向ではないかなということは、一般的には情報としては持っております。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 188ページの高ボッチ高原のね、さっきの自然環境保護事業の中で木柵が約300メートルで、第2駐車場のところ500万円でしたっけ、整備するってことですが、これは木のもんじゃなきゃいけないのか、例えば国定公園の中でそういうアルミのものだとか、擬木のようなものだとか、そういうものも使うのか、純然たる木でしっかりとやるのか、ちょっと工事の内容を説明してください。

○生活環境課長 私どもは来年計画しているのはですね、駐車場の周りの木柵なんですけど、その向こうが崖下みたいになっちゃっているんですね、だもんですから、車でドカーンと行っちゃうと落ちちゃうということもあります、基本的には擬木で考えております。それで腐らないようなものをですね、今、考えております。ただ、頂上までの遊歩道については、やはり擬木でなくて木ですね、いわゆる腐食防止した木でつくっていると。ちょっと使い分けをしてですね、安全対策やっていくという状況です。以上です。

○副委員長 一般質問のときにも申し上げたんですが、今回初めての取り組みの包括予算制度ということの中で、しわ寄せが行ってる部分もあるんじゃないかってことは、ちょっと御指摘をさせてもらった部分もあるんですが、そういう意味でこの予算見させていただいたときに、ふえる部分ではメリハリのきいて、重点事業にふやしていく分も見られるんですが、全体的に見るとしわ寄せが行っている部分もあるのかなあというふうに、私には見えるわけです。全部について一々は申し上げられないんで、184ページのところで申し上げますけれども、それなりの理由が当然あると思うんですけども、まず細かいところで恐縮なんですけど、花壇用の資材とかですね、不法投棄物処理委託料、これも前年340万円が260万円になってるんですね。こんだけの、果たして減るといいう見込みなんでしょうね、理屈づけとしては。そこら辺で理由がありましたら、ちょっと教えていただきたい。

○生活環境課長 今回包括予算編成ということで、その制度を生かして、今、委員が申し上げられたように、メリハリということを大事にポイントでやってまいりました。ただ、花による美しい環境づくりの花壇につきましても、地域からの要望をとってですね、昨年の7月に要望をとってますので、そういったものはきちんと担保するようには予算組みをいたしました。また、不法投棄につきましても、ここ数年の傾向なんですけど、家電製品等の不法投棄数がかなり減ってきております。そういった状況を踏まえての減額というふうになっておりますので、決してエイ、ヤーじゃなくてですね、きちんとした裏づけをもった数値としておりますので、御理解願いたいと思います。

○副委員長 花壇用資材についてもですね、そうすると地域からの要望が少なかったと、なかったと、減ったと、こういうことだと思うんですけども、これにしてもね、いっぱい自主的なボランティア的な考え方の中で、一生懸命やっていたいただいている方もいるし、取り組みたいっていう方もいるわけですね。そうした中で、市民の皆

さんが本当に自分まちを自分たちの手で整備していきたい、美しくしていきたいという意欲をそぐことのないようにぜひ配慮いただきたいのと、それと不法投棄も減ったっていう話なんです、それに関連づけてって言いますか、その下の公衆衛生施設管理等事業の電気料、上下水道料も大分減ってるんですけども、これはトイレ数は変わってないですよ。ここは何で減ってるのかっていうことなんです、これはあくまで実績ということでよろしいですか。

○生活環境課長 はい、実績に基づきます。これは実はですね、今年度の予算を組むときに、実はトイレの電気代というのは、26年度までは月額幾らって、いわゆる街灯と同じような形で支払ってたんですが、実はトイレが凍結しないように電気ヒーターをつけたことによりまして、メーターを全部設置しなきゃいけないという状況になりまして、ちょっと今年度電気代がしっかりかかるんじゃないかということで予算に見込んでいましたが、今回その実績に基づいて計上させたものでございます。

○副委員長 中身はわかりました。申し上げたいのは、不法投棄にしてもですね、これは件数が出ちゃったよと言えば、補正増をせざるを得ないんですよ。電気料等についてもふえちゃいましたよって言うと補正をしなければならぬわけです。全体的に見たときに、そういうところが丁寧に削減されているなあって、逆に言うとうがった言い方をすると、補正が可能な部分というのをうまく削減してあるというふうにも見えるんで、ぜひ、そこら辺にも執行上の中で、決してそういうふうにならないように。せっかく削減を図ったんならですね、それがきちんとそのままいけるように努力をひとつしていただきたいというふうに要望しておきます。

○委員長 ほかにはよろしいですね。

○永田公由委員 184ページの「クリーン塩尻」推進事業の関係で、エコ・ウォーククリーン大作戦といううなのが毎年開かれてるんですけど、私はぼつぼつあれを外来植物の駆除作業のようなものに振りかえてもいいじゃないかと。というのは、私の地区だけ見ても不法投棄の量って大分減ってて、ほとんど集まらない、集まらないって変なんだけど、よほど隅から隅まで探して歩かないとごみが出てこないような状況も見える中で、外来植物だけはすごい勢いでふえてて、しかもそれを個人的に駆除してる人っていうのはなかなか見えないんですよ。だからやっぱり地区を上げて、そういう取り組みをしていかないとあれはふえ続けてしまうと思うんで、その辺についてもひとつ検討していただいて、せっかくこういったエコ・ウォークって言って全市的な取り組みがあるもので、そうした中で外来植物の駆除にも当たったほうがいいんじゃないかと思うんですけども、山地課長のほうで何か考えがありましたら、お願いいたします。

○生活環境課長 今、委員が申されたようにですね、外来植物が非常に繁茂してきているということで、2年前から実はこのエコ・ウォークで、この時期に大発生するオオキンケイギクという黄色い花ですね、昔は観賞用として輸入されたようですけども、外来植物なものですから。その駆除とヒメジョオンの駆除をあわせて、もう取り組んでいる地区もあります。それを大きくしていきたいなというふうに私考えておりまして、平成28年度も同じように支所長と話をしながら進めたいなと。地域の衛生協議会も中心となってやっていただいておりますので、そこら辺もあわせて相談していきたいなと思います。

○永田公由委員 ぜひ、お願いします。いい、続けて、190ページの斎場の関係で、これ、ある市民の方からペットが死んだと。それで骨は拾って骨つぼに入れたいと。ところが塩尻市では斎場では焼いてくれないと。ミカン箱へ入れてクリーンセンターへ出してくださいと。それだと何も残らないと。松本市に聞いたら、松本市で

はペットもやってくれると。塩尻にありませんかって言ったら、善知鳥峠の途中で民間が軽トラか何かでやっているところがあるよね。そこはって言ったら、そこはあんまり汚いでやめたほうがいいよというような助言をもらったと。塩尻の斎場では、なぜペットの火葬をしてくれないんだということを言われて、もし機会があったら塩尻でもぜひやるような方向で進めてほしいというような話があったんですけども、その辺についていかがですか。

○生活環境課長 今回のペット火葬についてはですね、非常にお問い合わせが、非常につて言っちゃあいけませんね、数件ございます。現実、今お話のように松本市、もしくは安曇野市にもあるんですが、そちらで御紹介をさせていただいてやっていただけないかということでお話をしているところです。松本市の火葬場は、ペットの火葬炉というのは別にあるんです、敷地内にはあるんですが。私どものところでは、今、人が主でございまして、そこで家畜、ペットを火葬することが、いわゆる感情的な問題として適正かどうかというのが非常にございます。変な話ですけども、人を焼く炉で隣でペットを焼いているということが、感情的にいかどうかという問題もありまして、なかなか進まない状況がございますが、実はですね、今、市内でペット火葬をやってもいいというちょっとお問い合わせはされてるんです。私どもといたしましては、市がやらなくても民間でできるものならば、話をしてですね、進められるようにしていきたいなというふうには、今、その段階です。が、まだできるかどうかははっきりしておりませんので、今そういう状況であるということだけちょっと御理解いただけないかと思えます。今現在、斎場を改装してペットの炉をつくるという状況にはないということでございます。

○永田公由委員 これから独居老人とか、高齢者夫婦の世帯がふえてる中で、ペットというのは1つの家族のような扱いをされる時代になって来てるものでね、やはり市としても時代に合った対応というのは、していかなきゃいけないということです。それで、今、民間でそういった動きがあるということですので、ぜひバックアップしていただいて、市内でもペット火葬ができるような状況をつくっていただきたいというふうに、これは要望しておきますので、ぜひお願いします。

○委員長 ほかにはどうですか。

それでは、198ページまでは以上で終了といたします。半まで休憩をさせていただきます。

午前11時22分 休憩

午前11時30分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○生活環境課長 申しわけございません、先ほど永田委員さんからありましたペットボイラーの燃料についての答弁を課長補佐からさせますので、よろしくをお願いします。

○環境企画係長 私のほうからペレットボイラーの燃料の関係の御答弁を申し上げます。燃料がですね、ペレットボイラー大体年間で100トン使うという計算になっています。流通価格が税別で46円ということになりますので、年間の使用料にしますと税別で460万円の金額になるかと思えます。それで、35円という金額を促進価格ではこの辺まで下げませんと、ボイラー自体流通しないだろうというラインとの比較で11円という差があるものですから、その差額の11円分を補助するという形で上限100万円としております。

○委員長 いいですか。それでは、歳出9款消防費253ページから13款予備費327ページまでの説明を求

めます。

○消防防災課長 それでは、253ページ9款消防費1項1目常備消防費から御説明をいたします。254ページ説明欄の一番上の白丸、広域消防負担金5億9,316万7,000円のうち1つ目の黒ポツ、松本広域連合負担金5億8,461万7,000円につきましては、常備消防運営のための消防費の共通経費に相当する負担金5億7,127万円余のほか、本市への派遣職員1人分の人件費などの合計であります。その下の黒ポツ、松本広域連合負担金（高速救急業務）658万4,000円につきましては、長野自動車道における救急業務に対する負担金でございまして、中日本高速道路株式会社から支弁金として本市へ支払われたものを、そのまま負担金として松本広域連合に支払うものでございます。その下の黒ポツ、長野県消防防災ヘリコプター運航協議会負担金172万8,000円につきましては、長野県消防航空隊の消防吏員に係る人件費でございまして、全体で8名の消防吏員のうち松本広域消防局からは2名を派遣しているものでございます。その下の木曾広域連合負担金23万8,000円につきましては、木曾広域連合の消防庁舎建設に伴う起債の償還分でございまして、平成29年度までの償還となっております。

次に2目の非常備消防費をお願いいたします。説明欄一番上の白丸、団員等公務災害補償費157万2,000円でございますが、遺族補償年金134万円余と療養補償費の目出しとなっております。

白丸飛びまして一番下の白丸、消防団諸経費1億1,345万6,000円のうち1つ目の黒ポツ、消防団員報酬2,108万円につきましては、団員870人の報酬でございます。その下の消防団員退職報償金2,666万円につきましては、4月1日退団予定者のうち5年以上在籍しました退団者について退職金を支払うもので、平成28年度は78人を見込んでおります。次に255、256ページをお願いいたします。上から5つ目の黒ポツ、被服費1,028万4,000円につきましては、火災現場等における活動の安全を確保するため、団員用の安全靴785足を初め、団員に係る被服を購入するものでございます。中ほどにあります備品購入費577万7,000円につきましては、消防ポンプ用ホース、消火栓用ホース、消火栓ホース格納箱など消防備品の購入費でございます。1つ飛びまして、消防団員退職報償金負担金1,670万4,000円につきましては、団員に係る消防基金への退職報償金負担金でありまして、団員1人当たり年1万9,200円を負担しているものでございます。その下5つ目の黒ポツ、消防団運営交付金1,273万3,000円につきましては、消防団本部、分団、各部及び消防音楽隊、ラップ隊に交付をしている交付金でございまして、団員の人員割、車両割、あるいは世帯数割などにより算出しているものでございます。その下の黒ポツ、災害出動交付金360万円につきましては、団員が火災出動、あるいは災害出動、行方不明者の捜索活動などに出動した場合の交付金でございまして、1日出動した場合は1人4,000円、半日出動の場合は2,000円ということで交付をしているものでございます。

白丸1つ飛びまして、3目の消防施設費の消防施設整備費5,292万9,000円のうち5つ目の黒ポツ、詰所建設工事2,189万7,000円につきましては、防災拠点の耐震化ということで計画的に整備を進めております詰所の新築でありまして、28年度は上組の洗馬分団第6部の詰所を建設するものでございます。その2つ下の黒ポツ、備品購入費1,219万6,000円につきましては、年数をへた消防機材を計画的に更新するものでありまして、来年度は檜川分団第1部の軽積載車1台、広丘、宗賀、洗馬の分団のそれぞれ1台の小型動力ポンプの更新を予定しております。その下の消火栓新設改良負担金1,086万2,000円につきましては

は、消防設備の未整備地区等への消火栓の新設及び改修として5基分、移設が2基分でございます。

ページおめくりいただきまして、4目水防費をお願いいたします。水防対策事業21万2,000円につきましては、水防用資材といたしまして、土のう袋及び土のう用の砂を購入するものでございます。以上でございます。

**○財政課長** それでは、ページを少しおめくりいただきます。325ページまでお進みいただきたいと思います。325、326ページ、公債費でございます。公債費につきましては、長期債の元金、それから利子、また一時借入金の利子でございます。左から3列目に前年度との比較がございます。元金が2億3,100万円余の減でございます。これは、27年度に市民公募債、ワイン債でございます。その一括償還が2億円ございましたので、それが減額となるものでございますし、利子につきましては高金利の償還が終了してまいりますので、減額を見込んでいるものでございます。

それからおめくりいただきまして、13款予備費、これにつきましては、例年どおり1,000万円を計上するものでございます。以上でございます。

**○委員長** それでは、説明を受けました327ページまでの質疑を行います。委員の皆様から質問ありましたら、どうですか。

**○柴田博委員** 256ページの一番下の消火栓の関係ですけれども、新しくつけるのに未整備地区などにつけるっていう話でしたが、まだ全然ついてなくて、今から新しくつけなきゃいけないっていうところも残っているわけですか。

**○消防防災課長** 消火栓がつけられる本管が通っているところなんですけど、宅地開発によってですね、今まではなかったところに住宅等がふえてきたようなところとかのこともありますし、地区の要望で、うちの基準ですと10軒程度お家がないとなかなか要望にお応え切れないんですけど、そういったところでお家がふえてきたとか、そういったような場合、地元の要望でもってつけるということがあります。

**○委員長** よろしいですか。それでは、327ページまでは、以上で終了といたします。

それでは、歳入全般について説明を求めたいと思います。

**○財政課長** それでは、歳入の説明をいたしますので、予算書の15、16ページをお願いいたします。1款市税でございます。市税のうちの個人市民税につきましては、左から3列目に本年度、前年度比較の欄がございます。ごらんいただきますと7,890万円の増となっております。これは27年度の給与所得の伸びによります本年度増額となる見込みでございますので、その決算の見込みを踏まえまして、32億8,490万円計上するものでございます。一方その下、法人市民税、これにつきましては、26年度が大幅に増加をいたしました。その傾向を踏まえまして、27年度の当初予算を増額で計上したところでございますけれども、大手製造業の課税額につきましては、本年度減額となったことがございますので、その本年度の傾向を踏まえまして28年度を見込みました結果、当初予算比較では6億1,000万円余の大幅減で計上するものでございます。

次、2項1目固定資産税につきましては、土地はやや減でございますが、家屋につきましては、大型店等新築の増を見込みまして、全体で前年度に対しまして、1億600万円の増額とするものでございます。

それから2目国有資産等所在市町村交付金、これは国、あるいは地方公共団体が所有いたします固定資産に対しまして、税に変わって交付される交付金でございます。900万円余の減でございますけれども、これは地方

公営企業の会計基準の改正によりまして、県企業局の奈良井ダムがございます。奈良井ダム分の交付金が減額となったものでございます。

次、3項軽自動車税につきましては、本年度の実績を踏まえ、四輪の自家用車の増加を見込みまして、2,000万円増額をするものでございます。

それから4項市たばこ税につきましては、本年度の実績等を踏まえまして、700万円の増を見込んだものでございます。

それからおめくりいただきまして、17、18ページ、こちらは中段7項でございます。都市計画税につきましては、固定資産税の増額に伴い100万円の増額を見込んでございます。

それから2款地方譲与税でございますけれども、ここからは、本年度の決算の見込みをもとにしまして、地方財政計画の増減率を考慮して計上しているものでございます。主なものを説明いたします。

おめくりいただきまして、19、20ページ、一番下でございます。6款地方消費税交付金2億7,100万円の増額を見込んでございます。これは26年4月からの消費税率5%から8%に改正をされました。このうち地方消費税分というのは1%から1.7%にふえたわけでございます。この27年度当初予算につきましては、県の収入見込み率を使って算定いたしましたけれども、本年度見込みよりも増額となったことによりまして、本年度の実績を踏まえて増額で計上をするものでございます。

それから、おめくりいただきまして、次のページ下から2段目、10款地方交付税でございます。地方財政計画では、総額で0.3%の減ということでございますけれども、27年度、本年度の実績で法人市民税が大幅に減りましたので、交付税はふえることとなります。一方、先ほどの地方消費税交付金はふえましたので、交付税は減ることとなります。さらに総務省の普通交付税の試算の基準、それに配慮しまして算定をいたしました結果、普通交付税で7,000万円の増、それから特別交付税につきましては、近年の実績を踏まえまして5,000万円の増、合わせて1億2,000万円の増額を計上するものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、12款でございます。2項負担金のところ、前年度比較で900万円余の減となっておりますけれども、長時間保育料負担金につきまして、第2子、第3子の軽減の減額を見込んで、その本年度の実績を踏まえて計上するものでございます。

それから、13款使用料及び手数料のうち使用料につきましては、全般にわたりまして従来市有地の中にあります中電、NTTの電柱の使用料収入をですね、1目総務使用料の4ポツ、行政財産目的外使用料に、ここに一括計上しておりました。それを総務費から各費目ごとに、例えば福祉施設内の電柱につきましては、次の2目民生費使用料の行政財産目的外使用料に計上するなど、各費目ごとに組みかえをしたものでございます。そのほかには、この中の総務費使用料では、671万2,000円の増となっておりますけれども、説明欄の3ポツです。地域振興バス使用料で回数券を導入いたしました収入400万円、これを市の直接収入としたことが主な増額の要因でございます。それから2目民生費使用料、こちらは930万円余の減額となっております。これは、保育料の実績に基づき減額して計上するものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、次のページ中段の下でございます。7目土木使用料650万円余の減でございますけれども、これは3節都市計画使用料の説明欄、一番下でございます。広丘駅東口駐車場使用料で120万円余の、ここで減。また4節の市営住宅使用料の下から2つ目、定住促進住宅使用料で、ここは150万円

余の減でございます。それからおめくりいただきまして次のページ、説明欄の1ポツ、雇用促進住宅使用料、こちらのほうで320万円余の減となっております。これらは現状の実績を踏まえて、それぞれ減額を見込むものでございます。

次に8目教育使用料の減額につきましては、これは小坂田公園の市民プールの使用料400万円余の減が主なものでございます。それでは、おめくりいただきまして、次のページの上から4ポツ目、広丘体育館使用料につきましては、指定管理から直営に戻しまして、市の収入として新規に計上するものでございます。

それから、おめくりいただきまして次のページ、ここにつきましては、特に前年と変更ございませんけれども、一番下の5目土木手数料の前年度比較が90万円余の減となっておりますけれども、これは説明欄一番下の建築確認手数料でございまして、本年度から一般財団法人長野県建築住宅センター松本事務所の業務区域が拡大をいたしまして、塩尻市全域の建築確認、検査業務等を行うことになりました。したがって、本市が行う業務がその分減少するものでございまして、本年度の実績を踏まえて、さらに2割程度の減少を見込むものでございます。

それでは、おめくりをいただきまして、ここからは国庫支出金でございます。1目民生費国庫負担金につきましては、前年度比較で4,000万円余の増でございます。主な要因でございますが、社会福祉費負担金で2ポツ、自立支援給付費負担金、これは給付費の増に伴いまして2,100万円余の増額となっておりますし、次の国民健康保険基盤安定負担金、こちら歳出で説明がありまして、保険者支援繰出金に対します国の負担金でございまして、国の医療保険制度改革によりまして、こちらは3,500万円余の増額を見込むものでございます。

次、2節児童福祉費負担金、ここでは3ポツ、児童手当負担金でございます。所得がふえたことによりまして、月額1万円、あるいは1万5,000円の児童手当の対象児童数が減りまして、そのかわり月額5,000円の特例給付対象児童がふえたと。結果、支給総額が減額となったというものでございまして、その実績を踏まえ、国の負担金2,300万円の減額を見込むものでございます。それから、次の子どもための教育・保育給付費負担金、これにつきましては、子ども・子育て支援新制度によりまして、組みかえられたものでございまして、前年度は保育所運営費負担金として計上していた民間保育園に対する運営負担金とですね、それから保育緊急確保対策事業補助金の一部を統合して新規計上したものでございます。

それでは、おめくりいただきまして次のページ、中段よりやや下の2項2目民生費国庫補助金につきましては、前年度比較で6,200万円余の減でございます。これは吉田原保育園、吉田児童館分館建設にかかわります交付金1億8,000万円余につきまして、前年度に計上されていたことによるものでございます。1節社会福祉費補助金で、2ポツの臨時福祉給付金給付事業費補助金、これにつきましては、消費税率の引き上げに際しまして、所得の低い方々への負担に配慮して支給するものでございまして、1人当たりの支給額、前年度は6,000円でございます。それが3,000円に改められまして、4,300万円余の減となっております。次の黒ポツ、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業費補助金2億1,300万円でございます。これは1億総活躍社会の実現に向けまして、所得の低い高齢者、あるいは低年金受給者を支援するために1人当たり3万円を支給するというものでございまして、新規計上でございます。なお、前年度支給されておりました子育て世帯臨時特例給付金給付費補助金3,700万円余ございましたけれども、全額減額となっております。

それでは、おめくりいただきまして次のページ、一番上の3目衛生費国庫補助金500万円余の減となっております。説明欄の一番上です。疾病予防対策事業費等補助金の減額でございます。これは子宮頸がんを21歳から5歳刻みで41歳まで。また乳がん検診につきましては、41歳から同様に5年刻みで61歳まで、検診の無料クーポン券を配布しておりましたけれども、ここで5年で一巡しましたことから国の見直しによりまして、大幅な減額をここでは見込むものでございます。

続きまして、4目農林水産業費国庫補助金4,000万円余の減です。これは土地改良事業のため池耐震調査など、実績に基づく減額をするものでございます。

それから5目の土木費国庫補助金につきましては、1億4,000万円余の増でございます。主なものでございますが、東西幹線の都市計画道路の増額によるものが主でございますけれども、新規では、1節道路橋梁費補助金の説明欄一番下の黒ポツでございます。二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金でございます。これは市内の道路照明約270本ございますけれども、それを一斉にLED化をするというものでございまして、これは民間資金で一斉に整備していただきます。それで、市は民間事業者にリース料を支払うこととなりますけれども、LED化することで節減された電気料でリース料をペイしていくと、こういうものでございまして、この調査費に対します国の補助金を計上するものでございます。

それから、おめくりいただきまして次のページは、6目の教育費国庫補助金、これほぼ前年並みでございますけれども、大きく申し上げますと前年度の洗馬小学校大規模改修事業がございまして、それが減りまして、新たに大門地区センター建設事業がふえたというものでございます。

3節の学校教育費補助金のコミュニティ・スクール導入等促進事業補助金、これにつきましては、全校に導入いたします経費につきまして、国3分の1、また別に県3分の1の補助金を新規に計上するというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、次のページが15款県支出金でございまして、民生費県負担金のところでは、前年度比較で3,670万円余の増となっております。これは1節社会福祉費負担金では、国庫負担金と同様でございます。1ポツ、国民健康保険基盤安定負担金の増と、1つ飛びまして、障害者自立支援給付費等負担金の増額が主なものでございます。

また2節の児童福祉費負担金のところでは一番下、こどものための教育・保育給付費負担金が新規計上されておりますけれども、こちらにつきましては、おめくりいただきまして次のページの2項2目民生費県補助金のところの前年度比較が2,100万円余の減となっております。これが子ども・子育て支援制度によりまして、一部補助金が前のページの負担金に組みかえとなったということによるものでございます。

それから、おめくりいただきたいと思えます。45、46ページでございます。3目の衛生費県補助金のところでは、説明欄の上から4ポツ、5ポツ、自然環境整備支援事業補助金、これは高ボッチの自然環境保護事業でございます。それから、次の森のエネルギー推進事業補助金、これはペレットの利用促進事業に、それぞれ補助金をここで新規に確保したということによる増額でございます。

それから4目の農林水産業費県補助金、こちらも増額となっておりますけれども、内容はおめくりいただきまして、次のページ説明欄の2ポツ、森林病虫害等防除事業補助金、これは松食い虫被害の被害認定を受けまして、来年度は県70%の補助金を新規に計上するものでございます。

6目教育費県補助金、これは600万円余の増額となっておりますけれども、こちらは合併特例交付金を前年度は教育費以外にも充当しておりましたけれども、28年度は新体育館建設事業に全額充当することによる増でございます。

次の3項委託料の総務費委託金につきましては、国勢調査の終了などによる減額でございます。

おめくりをいただきまして、16款財産収入のところでは、説明欄の一番下に不用物品売却収入18万円がございます。更新による消防ポンプ車等をインターネット購買により売却をしまして、財源を確保していくというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして次のページ、17款寄付金につきましては、ふるさと寄附金で返礼品の拡充によりまして、本年度大幅に増額となりました。本年度の実績を踏まえて、総務費寄付金に7,000万円を計上するというものでございます。

それから18款繰入金の2目、下のほうです基金繰入金でございます。前年度比較で1億6,600万円余の減額となっております。内訳につきましては、説明欄の財政調整基金繰入金が2億円増の6億5,000万円。1つ飛びまして、道路施設整備基金繰入金が3,000万円増の4,000万円。減債基金繰入金、これ前年度はワイン債の一括償還がありましたので、2億7,000万円減の3,000万円。それから福祉基金繰入金につきましては、8,000万円増の1億5,000万円など、これらを繰り入れるものでございます。

それでは、おめくりいただきまして、20款諸収入の中で、一番下の勤労者福祉資金融資預託金元金収入でございますが、前年度比較1,000万円の減額でございます。また、おめくりいただきまして次のページ、一番上の中小企業融資あっせん資金預託金元金収入が、これは1億2,800万円の減額でございますけれども、いずれも実態に即した融資枠に影響のない範囲で減額をさせていただいたものでございます。それから、塩尻・木曾地域地場産業振興センター運営貸付金元金収入につきましては、これは10年計画で行ってきました名古屋城の修復事業、これが2期工事をここで終了させまして、3期工事を始めるに当たりまして、不足します運転資金1,000万円を増額するものでございます。

それから、おめくりいただきまして、ここからは20款諸収入でございます。雑入では全体で2億円余の増となっております。いろいろございますけれども、主なものは2枚おめくりいただいて、61、62ページでございます。下のほう、7節土木費雑入の一番下、排水路整備負担金1億2,770万円、これにつきましては、エプソン株式会社からの委託を受けまして、広丘事業所の東側の水路の切り回しを街路事業にあわせて実施をするということに伴い、同社からの負担金収入を計上するものでございます。

それからさらに2枚おめくりいただきたいと思えます。65、66ページでございます。21款市債でございますけれども、1目の総務債、これは気象観測装置等の起債、それから地域振興バス購入の過疎債。

それから、2目民生債では、保育園の施設整備事業債等を計上してございます。

それから、3目衛生債では、衛生センター、また斎場の整備に係る合併特例債。

それから、4目農林水産業債のところでは、農道整備、あるいは水路改修等に充当するための起債を計上するものでございます。

それから、おめくりいただきまして次のページ、5目商工債につきましては、木曾漆器振興に過疎債、塩尻駅前の観光施設整備に合併特例債を計上してございます。

次の6目土木債のうち、道路橋梁債につきましては、公共事業等債としまして幹線道路整備、道路の長寿命化に係るもの、また過疎債といたしまして平沢の街なみ環境整備事業を計上してございます。

それからその下、2節都市計画債の中では、広丘東通線、西通線と言いました都市計画街路整備、あるいは中心市街地のまちなか環境整備、また北部地域拠点整備に係る市債でございます。

それから、おめくりいただきまして次のページ、7目消防債では、先ほど説明のありましたとおり洗馬分団の上組詰所の建てかえなどに係る起債を計上してございます。

それから8目教育債につきましては、宗賀小学校の貯水槽改修、それから文化会館の舞台照明設備の改修、大門地区センターの建設、文化会館の駐車場整備、新体育館の測量などに係るものでございます。

最後の臨時財政対策債につきましては、これは地方財政計画に基づきまして、前年度より2億5,700万円余の減額の9億1,800万円余を計上するものでございます。歳入については、以上でございます。

○委員長 じゃあ、午前中は説明を受けたということで、午後1時から再開をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

午後0時07分 休憩

午後0時58分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

### 請願3月第1号 原発再稼働の中止と再生可能エネルギーの普及促進を求める請願

○委員長 請願審査を行います。当委員会へ付託されました請願は、全部で1件でございまして、請願3月第1号原発再稼働の中止と再生可能エネルギーの普及促進を求める請願について、審査をいたします。まず、請願者から説明をお願いしたいと思います。

○請願説明員 本日は、脱原発社会をめざす塩尻の会の請願の審査に当たり、説明の機会をいただきまして、ありがとうございます。私どもの会は、2011年3月の大震災で東京電力福島第一原発での重大事故が発生し、大変な衝撃を受けた後、二度とこうした事故が起こらないように、私たちにできることは何かと考え、忘れないこと、事実をありのままに知っていく努力をしよう、そして素朴であっても心からの願いを行動にあらわし、周りの人たちに語りかけ、より多くの皆さんと一緒に活動をしていきたいと思い、コツコツと今活動を続けているところです。毎月11日のスタンディングでのアピールや、先日はいわき市から原発で働く皆さんの相談活動に取り組んでいる方を講師に招き、福島の今を知ろうと講演会を行いました。市民の方120人が参加をさせていただくことができました。原発再稼働の動きがニュースなどで伝わってまいっております。一旦事故が起これば取り返しがつかない問題です。しかし、原子力規制委員会で安全と判断され再稼働した川内原発や、そして高浜の3号機なども今再稼働をしているわけですけれども、こうした中でも続いて行われた高浜の4号機の再稼働が2月26日に再稼働した途端、わずか3日で事故を起こし緊急停止をしているような状態です。このように安全確認への信頼性が非常に不安にさらされている、疑問があると言わざるを得ない状態だと思います。さらに今、私たちが心配しているのは、これまで40年とされていっている原発の寿命について、この規制委員会が認めればさらに20年延長も可能になる、稼働させていくことができるようになるとも言われております。原発が稼働

すれば、数年を待たず発生すると言われていた高レベル放射性廃棄物を埋め立てる場所がなくなることなど、現実への対策、そして多面的、多角的な慎重な検証、検討がなされる必要があるのではないかと感じているところです。避難計画が必要される30キロ圏をはるかに超え、はかり知れない被害が及ぶことは3.11を経験した私ども皆がわかっていることではないでしょうか。先に塩尻市で行われました講演会では、講師がいわき市議会の議員さんでもありました。狩野光昭さんとおっしゃいますが、避難住民を受け入れているいわき市の現状やもとの戻ることの大変な困難な状況についてお話をされ、ぜひ皆さんにも見に来てほしい、知ってほしいと訴えられておりました。再稼働を認めた鹿児島県川内原発のある自治体の市議会の皆さんが、いわき市のほうにも視察に見えたということでありましたが、狩野さんのお話の中で、見に来た皆さんからもっと早く見に来るべきだった、再稼働を認める前に来るべきだったとの感想が寄せられたとお話もありました。このようなことで、再稼働が本当に安全なもとで行われているということに大変な不安を抱いているもので、ぜひとも慎重に多角的な検討を行って、それでも安全が確認されての再稼働ということと、今の状況はちょっと違っているのではないかと。直ちに再稼働を中止していただきたい。そして再生可能エネルギーへの切りかえをもっともっと真剣に取り組んでいただきたい、この思いで最後の請願の事項として、危険な原発再稼働を中止して、再生エネルギーの普及促進を図っていただきたい。このことを地方自治法に基づいて、塩尻市議会の意見書として、ぜひ国に上げていただきたい、こういう願いを持ちまして請願をさせていただいた次第です。どうぞ、よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。それでは、事前に文書表が配付されておりますので、朗読を省きたいがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 それでは、委員より質問、御意見ありましたらどうぞ。

○永田公由委員 質問はないですけども、私の意見として述べさせていただきます。きょうの信濃毎日新聞に大きく2面使って原発の問題が報道されておりました。またテレビでも最近、この3.11を前にして原発の現状を報道するNHK、また民放等多くの報道がなされている中で、やはり原子力発電所というのは一度事故が起これば、人の手では制御できない、どうしようもないということが明らかになってきております。現在も1日230トンの汚染水が出て、それをタンクに詰める。既にタンクは1,000基近くなり、78万トンという汚染水が貯蔵されている中で、これからずっと冷却をし続けなければならないという現状を考えたときにですね、やはり福島事故が終息をして、そして原因が究明され、人の手で制御できるということが確認されなければ原発は再稼働すべきではないと、私は思います。やはり再生可能エネルギーにできるだけシフトしていくべきだと。安倍総理も就任当初は、この事故を受けて、できるだけ原発は減らし、再生可能エネルギーにしていくということを表明されておりましたけれども、最近は経済界からの強い圧力があるのかちょっと考え方が変わってきているようには見えますけども、やはり将来のことを考えたり、また原発そのものが全て海辺につくられているということを考えると、津波というのはいつ起きてもおかしくないですし、また想定外の津波、30メートル、40メートルといった津波も考えられる中で、やはりこれは、再稼働はなるべく避けて、再生可能エネルギーにシフトしていくというのが、原子爆弾を落された日本、また福島第一原発で大きな原子力事故を起こした日本がとるべき道ではないかと、私は考えておりますので、この請願を採択して国に意見書を上げていくべきだと

いうふうに思います。意見として申し上げます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 東日本大震災が発生したのが2011年であります。その前の2010年のときのエネルギー自給率というのが約19.9%。そして2013年には、約6.1%ということで、エネルギーの自給率が下がって自前では難しいということでもあります。このエネルギー自給率を調べてみますと中国が85%、アメリカが76%、イギリスが48%、ドイツが30%、フランス10%、日本は6.1%ということでごさいます、約1万2,000キロを中近東から3週間かかって毎日90万トン、約杳沢湖を満タンにした状態ですけれども、これが何とか持ってくることによってつながっていると。この震災によりまして、まず一番は化石燃料に変わったということで、CO2の排出量の増加が2010年と2013年を比べますと、約1億トンふえてしまったということでもあります。これは火力発電により化石燃料を使うということでもあります。そうすると、CO2がふえてまいりますと地球的規模の環境破壊にもつながってまいります。それから、この間でですね、原油とか、石炭とか、火力の化石燃料をですね、輸入をしたのは、ちょうど通常と比べまして年間約3.7兆円の燃料費代がかかったということで、これによりまして、結果的に家庭用の電気料金が25%の上昇、そして産業用が約40%の上昇となっているわけでごさいます。これ以上電気料のコストが高くなりますと、また産業が空洞化をして外国へ出て行ってしまいます。そして、物づくりの日本は、集約すると人と電力によって物づくりが行われているというふうになるわけでごさいます。そういった形の中で、国も含め二通りの考え方があると思いますけれども、私の支持してるほうはですね、2030年のエネルギー自給率の約24.3%改善されるということで、エネルギーのベストミックスということが大事だと。そのうち原子力の発電は、20から22%ということでCO2は一切でない。それから、再生可能エネルギーでごさいますが、これも太陽光とか、風力とか、木質バイオとかありますけれども、これが22から24%。そして残りが、火力発電が約40%くらい、それとそのうち14%くらいが水力だということで、エネルギーのベストミックスをしないと回っていかない。そして再生可能エネルギーもですね、ドイツで見直しがされたのは、皆さん御存じだと思いますが、これも極端に進みすぎると1家庭の値の負担額が相当な額になってしまうということでもありますし、日本は島国ですから、どうしても電線とか、パイプラインでつながっていないという関係で、要するにエネルギーの自給率を蓄積をしないと何が起こるかわからないということでもあります。そうした中で世界で一番厳しいと言われる原子力規制委員会が、これ以上原発をふやすということじゃなくて、今ある物をですね、安全な物から、先ほど言いましたように、20から22%の範囲ということで、ここで世界一厳しい基準で規制委員会が見ながら慎重にやっているということでごさいますので、総合的に安全性、CO2の削減、コスト、経済性というものを見た場合に、私は単に再生可能エネルギーへ持っていく方向は一部理解はできますけれども、総体としては原発ゼロというのは、今の日本では難しいのではないかとということで、この請願については、私は反対の意見を持っております。以上です。

○委員長 ほかにはどうですか。

○柴田博委員 私は採択をして、意見書を塩尻市議会として提出すべきだと思っています。請願趣旨の中にもありますけれども、原発が動いていない期間が数年あったわけですが、その間に電力不足になったり、家庭の電気がとまったりっていうようなことはなかったわけですが、それは、今発言があったようにコストが多少高くなったり、それからCO2が今までより余計に出たりというようなことはありますけれども、いつ起こるかわからない

原発事故が起きたときの被害の大きさに比べれば、それはほかの方法で解消すべきことではないかなというふうに思っています。何の問題も電力的にはないし、まして今ある原発を順次安全だからということで再稼働させたとしても、委員会のお話では、新構造基準には合致はするけれども、それは安全性を証明したものではないというふうに言っておりますし、それから避難準備の問題等残された課題も多いという状況です。そういう中で一番問題になるのは、原発を1日動かせば動かすほど核廃棄物がたまっていくということだと思います。使用済み核燃料だけでも、そうでありますし、それももう今ある原発の中で、あと数年でもういっぱいになってそれ以上ためられないというところも出てきますし、それから核燃料以外の高濃度に汚染された廃棄物、低濃度の廃棄物、それぞれどんどん出てくるわけですが、今はため込んでいるだけです。それをどのように処分して、安全にしていけるかということが全然技術的にも確立されてもいないのに、どんどんとそういう廃棄物だけを出していく、それは許されないことだというふうに思っています。本当に今、いつまた3.11のような大きな地震が来て、津波が来て、原子力発電所がやられてしまうかもしれない、それはもうわからないわけですね。そういう中で、そういう危険はなるべく排除していくことが求められているというふうに思います。それから、再生可能エネルギーですけれども、ほかの国でね、先進国では、それぞれの自治体でエネルギーも地産地消して賄っているところも、世界の中では出てきているわけでありますので、すぐにはそうはならないわけでありますけれども、それぞれの自治体に合った再生可能エネルギー、塩尻市でいけばバイオマスエネルギーを、今、普及していこうということでやっているわけですが、そういう取り組みを通じることによって多少なりともエネルギーの自給率を上げていく。そういう取り組みも重要になっているというふうに思います。そういう意味で、結果的には事故が起きればお金がかかるわけでありますので、原発に対するそういう予算を再生可能エネルギーの普及のほうに切りかえていく、そういうことがやっぱり今求められていると思いますので、この請願の趣旨には全く賛同であり、意見書を塩尻市議会として提出すべきだと思います。

○委員長 ほかにはどうですか。

○副委員長 原発に対しては、そんなに大した知識を持ち合わせているわけではないんですけども、私の今考えていることを申し上げさせていただきたいと思いますが、原発については、他の電力に比べれば低コスト等もあって、日本の産業ですとか、我々のこの日常生活にも大変寄与してきている面もあると、現実としてですね、これまでの中では、あったと思います。ただ一方では、一旦事故等が起きますと、もう30年近く前になるんですよ、ソ連のチェルノブイリ発電所事故についても、今になってやっとこの付近には立ち入ることはできるようですけど、住むなんてことには到底及ばないというような現実。そして2011年の福島第一原発の事故についてもですね、今いろんな災害復旧に努めながら、また除染というような作業も進めているようですけども、除染にしてもですね、そこに目に見えるごみが片づいていけば、それはきれいになったなというふうに分かるんでしょうけれども、なかなかそれも目に見えないもんですから、不安をいまだに持っている方もいるんですけども、除染したごみと言いますか廃棄物についてもフレコンバッグって言うんですかね、仮設の防波堤に土を詰めて置くとか言った、あれがテレビでもやっていましたが、1,000万個もう現時点で超える状況にあるということで、そうしますとこれからさらにふえるでしょうし、二次処理、あるいは最終処理の問題からいけばですね、大変膨大な話になってくると思います。そういうことで、ただ本当にクリーンエネルギーがですね、再生可能エネルギーが必要だということについては、それだけの世界になっていってほしいってことは、誰しもが

思うところだとは思いますが、今の現実としてですね、やはりいろいろな課題もあると思いますので、将来まで原発をずっと使うということではなくて、ぜひ再生可能エネルギーが早急に普及していくような形で、それを急いでですね、そうしましたら原発をとめるということの中で、とりあえずつなぎとしては、現実的な問題の中では、いたし方ない面もあるのかなど。そういう面では安全性に十分考慮しながらですね、していくことが必要だというふうに思うわけでありまして。したがって現段階では、私はこの採択には、形としては反対という立場になります。

○委員長 ほかにはどうでしょうか。

○中原巳年男委員 私の考えは、今の副委員長の考え方と同じなんですけど、いずれは原発がないにこしたことはない。再生可能エネルギー、あるいはバイオマスエネルギーなどが十分に合うようになってきた時点で、徐々に原発をとめていくというような形がいいのではないかと。この文章の中に再稼働までの2年間にわたり原発なしで電力供給が行われ、何ら問題もないことも明らかになっていきますけれども、例えばCO<sub>2</sub>、あるいは電気料を値上げをしたり、あるいは化石燃料が量は見えてるのに、それがなかなか使うことをやめられないというような形のものがありますので、現実点ではやむを得ないことなのかなというふうに思います。以上です。

○委員長 ありがとうございます。意見が割れておりますので、採択と不採択の二通りの意見が出されております。採択は挙手にて行いたいと思います。なお、挙手をしない委員におきましては不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手をお願いいたします。

〔「挙手少数」〕

○委員長 ありがとうございます。挙手少数でございます。よって、当委員会の審査結果は不採択ということで決し、請願3月第1号原発再稼働の中止と再生可能エネルギーの普及促進を求める請願につきましては、不採択とすることに決しました。ありがとうございます。

---

○委員長 それでは、歳入の続きを行いたいと思います。まだ、説明がされてない分もあると思いますので、発言を求めます。

○財政課長 それでは、歳入終わりまで行きましたので、ページお戻りいただきまして7ページをお願いいたします。予算書の7ページ、第2表債務負担行為でございます。これにつきましては、セキュリティ対策のための電算機器等の借り上げ、それから合併処理浄化槽排水設備の資金融資に対します損失補償、またLED化、先ほども申し上げましたけれども、LED化しました街路灯のリース料につきまして、それぞれ期間と限度額を定めるというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして8ページ以降につきましては、第3表地方債でございます。地方債につきましては、先ほど歳入の起債で申し上げましたので、それぞれの起債の目的、限度額、起債の方法等をそのとおり定めるものでございます。説明は、以上でございますので、よろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは、説明を受けた歳入全般の質疑を行います。委員の皆様から質問ございますか。

○永田公由委員 行政財産の目的外使用料について、今までは総務で一括していたのをそれぞれの施設によって分けたと。これによるメリットというのは、どういうところを狙ってるわけですか。

○財政課長 これ最終的に決算として歳入の用途につきましても、それぞれ目的別に区分しなければいけないと

ということがございます。したがって総務使用料に一括計上して、総額としては支障がないわけですが、今後の財政分析上ですね、用途ごとに区分したほうが明確に区分できるということで、見直しをさせていただいたということでございます。

○永田公由委員 それから、財産収入の関係で基金の運用についてなんですけども、塩尻市の場合、この基金運用についてはどういった方法をとられているのか。例えば国債を買ってるとか、貯金をしてあるとか、いろいろな方法はあると思うんですけど、その辺については、どんなあれですか。

○財政課長 運用については、その時々金利の動向を踏まえまして、最も安全確実に有利な運用をするようにということでございます。この中では、その都度証券会社等からも情報をとりながら、場合によっては長期債も今、金利ちょっと微妙な状況ですけども有利なもの。地方債の債券を、10年と言った長期物も魅力がございますので、場合によってはそういったものも購入をしていくと、そういう運用も最近始めております。いずれにしても金利、今非常に低いものですから、運用については最も確実に有利なものを選択していくということでございます。運用については、会計管理者のほうで選択をしながら運用をしているという状況でございます。

○永田公由委員 今の状況の中で大きなものがわかれば、教えてもらえればありがたい。

○会計管理者 基金の運用につきましては、主に塩尻市の場合は定期預金になります。その後、国債、地方債の今購入を始めておりまして、債券の購入とございます。以上です。

○永田公由委員 外国の債券は買ってないよね。

○会計管理者 いまだ購入には至っておりませんし、今後するに当たっては、十分研究をさせていただきたいと思っております。

○柴田博委員 22ページの地方交付税の関係ですけども、この額についてはいいわけですが、合併して10年間たって、それから順次交付税が、今までの旧檜川村があったときの算定から変わってくるんだというふうに思うんですが、そういう中で減額する方向じゃなくてふやす方向の改定も少しされているというふうに聞いてたんですが、その辺をちょっとわかる範囲で説明をお願いします。

○財政課長 御指摘のとおり合併算定替がここで終了して、交付税は削減されていく方針は決まっております。ただ削減の影響を極力緩和するために国の方針としてですね、一本算定と合併算定替の差を縮めていくと。したがって、一本算定の算入額をふやすことによって合併算定替との差を縮めてですね、縮めた上での1割、3割、5割、7割、9割、全額と、そういう削減にしていくということで、削減幅を減らされていくということで方針が示されてございます。

○柴田博委員 それはどういう理由で徐々に、何て言うんですか、その差を減らしていく、それでどこをふやしていくということと、あと、この計上されている額の中で、そういうような形で本来だったら減るけれども、その分が減らないで済んでいるというのはどれくらいあるのか、わかったら教えてください。

○財政課長 まず、そういう方針が示された理由ですけども、合併10年ということで、合併当時に制度設計した状況からかなり状況も変化をしていて、合併市町村の中での、例えば支所に係る経費だとか、いろんなものが負担があるということで、これについては、合併算定替の段階縮小というものは影響を少なくして、合併市町村の財政負担困窮しないようにと、そういう措置がとられたというふうに承知をしております。今回の算定の中ではですね、全体として地方交付税の試算をしたところでございまして、その削減率からしますと、昨年の影

響が4億円ほどございました。そのうち1割でございますから4,000万円くらい減るわけですが、一本算定替のほうが上がってきて差が縮まっていますから、それよりも少ない減少額というふうに見込んで計算をさせていただきます。

○柴田博委員 68ページの一番上のほうの商工債の合併特例事業債で、塩尻駅前整備というのがあるんですけど、具体的に塩尻駅前ですら何をやろうとしているのか、もしわかったらお願いします。

○財政課長 この整備につきましては、塩尻駅の用地を取得をします。観光客が滞留できるような、そういう整備をしていくということが1つございます。それから昨年来議論をいただきましたシンボリックなものをあそこに整備をするというものをこの整備の中で一体として、モニュメントの設置についても、この起債、合併特例債を活用して一体として整備をすると、そういう内容でございます。

○柴田博委員 当初予算の段階で、土地代とそれからモニュメント制作費まで含めて全部この金額でやるということなのか、それともモニュメントについては、またもっと後から出てくるのか、その辺についてはどうですか。

○財政課長 この基礎にしております4,190万円というのはですね、この一帯として整備をする事業費でございますので、モニュメントも含めた形での計上ということでございます。

○柴田博委員 もう1点だけお願いします。28ページの一番上の雇用促進住宅の使用料の関係ですが、マイナス320万円ということですが、ちょっとこれ現課じゃないとわかんないかもしれないですが、大分空き室があるというふうにならざる前に聞いていて、いろいろと取り組みをしてるというふうにお聞きしてたんですけども、現在の状況がもしわかれば、お願いしたいということ、320万円というのは、そういうことも影響していて、そういうふうには減っているのかどうか、その辺についてお願いします。

○財政課長 雇用促進住宅については、2月の全協のときに入居要件を緩和して入居者をふやすんだと、そういう方針を示させていただきました。今回、この予算を組んでる時点では、その方針決定に至っておりませんで、現状を見て計上したという減額でございます。現状としては、全協にお示ししたときには空き戸数が27戸あるということで、空き室率が34%という状況でございました。それが現在はですね、1月の時点で空き室が31あるということでございます。ちょっと下がっているわけでございますけれども、今回、方針を示しました入居要件の緩和によって、予算を組んだ時点では現状を踏まえて計上してマイナスですが、それをできる限り入居させるように動かしてですね、財源は確保していきたいということでございます。

○副委員長 32ページの一番下、建築確認手数料で一般財団法人でしたっけ、でできるようになるんで、そちらに行く分があるってことなんですけど、昨年に比べて額的に90万円ほど減ということになるんですけど、全体の件数でどのくらいの件数が松本の方でやれて、その内容というのはどういうふうなのが松本へ動く。

○財政課長 これは、昨年の4月から業務範囲が塩尻市に及んだということで、昨年の予算も減額で見込んでおりました。しかし実績としては、さらにそれ以上、塩尻市の業務が減ったということでございまして、件数的には昨年、確認件数120件見込んでおりましたけれども、28年度は90件で現状を踏まえて見込んでおります。そういったことでございます。やる業務でございますけれども、塩尻市は県から委譲されております業務というのは非木造ではございません。木造住宅の範囲の中で一部の業務について、建築確認の作業を行っているということでございます。しかしながら、建築住宅センターの松本事務所は、全ての業務でございます。建築確認、検査業務等を担当しておりますので、そちらのほうに依頼が行った件数はふえてくと、そういうことでござい

す。

○副委員長 ちょっと確認、市では木造住宅みたいなものを、簡易というか、それで松本へはもっと大規模なものとか、鉄骨とかコンクリート造とか、そういったものが行くって解釈でいいわけですね。松本へはどちらを申請してもいいわけです。

○財政課長 塩尻市に委譲されてる業務については、建築住宅センターでは全て取り扱いができますので、どちらでも結構だと、そういうことでございます。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永井泰仁委員 34ページの生活保護費負担金の3億6,457万5,000円が見込まれているわけですが、最近の傾向として、生活保護者、あるいは保護費は減ってきているのか、ふえてきているのか、お伺いします。

○財政課長 保護人員の状況を申し上げますと、平成27年10月1日現在では、243世帯329人でございました。これは増加傾向にございまして、増加率5.2%、人数では4.1%増を見込んでおります。したがって28年度の予想につきましては、247世帯335人の保護人員を見込んでございます。以上です。

○永井泰仁委員 この歳入は、一般財源、特定財源、どちらでしょうか。

○財政課長 この歳入につきましては、国庫金4分の3でございますので、特定財源として扱ってございます。

○委員長 ほかにはどうですか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、質疑を終了をいたします。それでは、自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託されました部分につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第33号平成28年度塩尻市一般会計予算の当委員会に付託された部分につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第34号 平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第34号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算についてを議題といたします。それでは、説明をお願いいたします。

○市民課長 それでは、議案第34号の説明をいたしますので、予算書の352ページをまずお願いをいたします。平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、そのページの第1条にありますとおり、総額で86億2,047万4,000円でございます。前年度対比では、3億692万8,000円、率にして3.7%の増額となっております。増額の主な理由につきましては、保険給付費の増額見込みによるものでございます。

それでは、一般会計と同じで歳出から説明をさせていただきますので、372、373ページをお願いいたし

ます。372ページ、1款1項1目の一般管理費でございますが、右のページ説明欄の2つ目の白丸、国保事務諸経費でございます。主なものにつきましては、下から4つ目の黒ポツの電算化共同処理事業委託料278万円余と、その2つ下、レセプト点検業務委託料248万円余でございますけれども、いずれも長野県国保連合会への委託料となっております。

2目の連合会負担金につきましては、県国保連合会への負担金を計上してございます。

2項1目の賦課徴収費ですが、これは説明欄の2つ目の白丸、賦課徴収事務諸経費で主なものは、一番下の黒ポツ、税情報等システム使用料の1,084万円余などとなっております。なお、マイナンバー制度に伴いますシステム改修が本年度ありましたけれども、それがなくなった分で374万円ほどの減額となっております。

それでは、次のページをお願いいたします。2款1項の療養諸費でございますけれども、これは一般被保険者分と退職被保険者分に分れておりまして、さらにそれぞれが療養給付費と療養費に分れておりまして4つの目となっております。

1目の一般被保険者療養給付費につきましては、43億9,850万円、前年度対比では、額で2億9,980万円、率にして7.3%の増額を見込んでいるところであります。予算編成時につきましては、療養給付費は、前年度対比で7%程度の伸びを示しておりまして、この額を見込んでありますが、残念ながら現在もこの高い伸び率の状況が続いているということでございます。

2目の退職被保険者等療養給付費につきましては、3億380万円ということで、こちらは被保険者の減少によりまして、16%の減額を見込んでいるところであります。

3目の一般被保険者療養費は5,210万円、0.3%の増額、4目の退職被保険者等療養費につきましては、390万円ということで22%の減額をそれぞれ見込んでおります。

次のページをお願いいたします。2項の高額療養費でございますが、こちらは1カ月の窓口負担金とその世帯の所得などに応じまして、限度額を超えた場合にお支払いをしているもので、1目の一般被保険者分は、療養給付費の伸びに伴いまして6億2,090万円、前年度対比で1.7%の増額を見込んでおります。退職被保険者分については、5,230万円ということで見込んでございます。

3目と4目の高額医療・高額介護合算療養費につきましては、医療費と介護サービス費の1年間の自己負担額が限度額を超えた場合にお支払いしているもので、一般被保険者分、退職被保険者分ともに前年度と同額を計上してございます。

次のページをお願いいたします。2款4項1目の出産育児一時金3,360万円ですけれども、出産が減っていることで、今年度より少ない80件分ということで見込んでございます。

次に3款1項1目の後期高齢者支援金でございますけれども、こちらは後期高齢者医療制度の医療費の約40%を74歳以下の被保険者の保険税から支援しているもので、9億100万円。

それから次のページをお願いしたいと思いますけれども、少し飛びまして6款1項1目の介護納付金ですけれども、こちらは40歳から64歳までの被保険者の保険税から介護給付費に対して負担をしているもので、3億5,000万円を計上をしてございます。

次のページをお願いいたします。8款1項1目の高額医療費拠出金、これにつきましては、県の国保連合会が事業主体となりまして、各保険者である市町村の拠出金によって、県単位で財政調整を行っている制度というこ

とで、説明欄の1つめの黒ポツの高額医療費拠出金につきましては、1件80万円を超える医療費を対象にしておりますし、2つ目の黒ポツの保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、1件80万円までの医療費を対象に拠出を行っております。合わせて予算としては17億5,680万円を計上しております。私からは一旦以上です。

**○健康づくり課長** 9款1項1目特定健康診査等事業費の1つ目の白丸、特定健康診査等事業諸経費でございますけれども、特定健康診査とその結果に基づく特定保健指導によりまして、生活習慣病の発症予防と重症化予防を図ろうとするものでございます。主なものでございますが、下から3つ目の黒ポツ、特定健康診査委託料で、こちらにつきましては、集団健診を健康づくり事業団に、医療機関健診を塩筑医師会に委託をしているものでございます。こちらの健康診査の対象者でございますけれども、国の基準が40歳から74歳であるに対しまして、市の単独事業で30歳から39歳、それから平成25年度から20歳、25歳の希望者にまで拡大をして実施してきているところでございますけれども、28年度から、この20歳、25歳の節目の健診というものを継続的な受診につなげるために、20歳をやめ25歳から29歳の希望者というふうに改めて実施しようとするものでございます。一番下の黒ポツ、特定健康診査等データ管理委託料につきましては、国保連合会に委託をしているものでございます。以上でございます。

**○市民課長** その下の健康増進事業諸経費の中の主なものにつきましては、中ほど黒ポツ、郵便料227万円余になりますけれども、その下にある医療費通知委託料とともに、医療費の通知を各被保険者にお送りしているものでございます。

それでは、次のページをお願いいたします。2目の疾病予防費につきましては、人間ドック等の補助金として1,110万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。12款1項の償還金及び還付加算金につきましては、保険税の過年度の更生があった場合の還付でございます。

なお、一番下の予備費につきましては、ゼロとなっておりますけれども、また後ほど補正予算でもお願いいたしますけれども、本年度につきましては、医療費が伸びている関係で、決算の剰余金がちょっと見込めないこと、また来年度は基金繰入金で歳入額を賄うという予算になっている関係上、予備費はゼロということで計上してございます。

それでは続いて歳入に戻っていただきまして、説明をさせていただきます。360、361ページをお願いいたします。最初の360ページからで、1款の国民健康保険税につきましては、一般被保険者、退職被保険者を合せまして15億4,410万円を見込んでおります。被保険者の減少に伴いまして、前年度対比で2.8%の減額を見込んでいます。

1つ飛びまして、3款1項1目の療養給付費等負担金でございますが、こちらは国がそれぞれの32%を負担するというので、1つ目の黒ポツの一般被保険者の給付費に対しましては9億3,100万円。後期高齢者支援金に対しまして2億7,230万円、介護納付金に対しましては1億1,200万円を予定しております。

それでは、次のページをお願いいたします。3款1項2目の高額医療費共同事業負担金でございますけれども、こちらは国が拠出分の4分の1を負担するというもので4,895万円。それから3目の特定健康診査等負担金につきましては、負担率が3分の1ということで1,108万円余が、それぞれ交付される予定でございます。

2項1目の財政調整交付金の1つ目黒ポツ、普通調整交付金につきましては、一般被保険者の医療給付費、また後期高齢者支援金などに対しますもので、2億9,720万円を見込んでおります。次の黒ポツの特別調整交付金につきましては、被保険者の年齢構成や所得水準など、各保険者の責任によらない特殊事情により算出されるもので、200万円を見込んでおります。

4款1項1目の療養給付費等交付金、これにつきましては退職被保険者等の療養給付費に対しまして、診療報酬支払基金から3億9,190万円を見込んでおります

次のページをお願いいたします。5款1項1目の前期高齢者交付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に应じまして、これも診療報酬支払基金からですけれども、19億4,500万円の交付を見込んでいただいております。

6款の県支出金につきましては、先ほど国庫支出金で説明したように高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金、財政調整交付金、それぞれ県の負担分として交付されるものでございます。

7款1項1目の共同事業交付金につきましては、歳出の共同事業拠出金でも御説明したとおり、国保連合会が事業主体となって財政調整している制度で、高額医療費共同事業としては2億2,520万円、保険財政共同安定化事業としては、15億9,830万円の交付を見込んでいただいております。

次のページをお願いいたします。9款1項1目の一般会計繰入金うち、1節の保険基盤安定繰入金の保険税軽減分から5節の財政安定化支援事業繰入金までにつきましては、ルールに基づきまして一般会計から繰り入れるものでございます。このうち2節の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、先ほども少し話が出ましたが、昨年の医療保険制度改革によりまして、国保への財政支援が拡充されるということに伴いまして、7,000万円余増額となっております。なお、この繰入金に対しましては、国が2分の1、県が4分の1を負担しておりまして、それは一般会計のほうで一旦歳入をしまして、特別会計のほうに繰り出していただいているという状況でございます。6節のその他一般会計繰入金1億1,000万円余でございますけれども、中身といたしましては特定健康診査等の保険事業費に対するものが4,270万円、それから財政支援として25年度から繰り入れていただいている分の引き続きということで、6,750万円を計上しているところでございます。一般会計の質問の中にもありましたけれども、後期の財政運営、これから結論を出すということで、当初の予算につきましては、とりあえず本年度と同額の財政支援分の6,750万円を計上しているところでございます。国保特別会計の説明は以上になります。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○柴田博委員 367ページの、今最後のほうに説明のあった国からの支援金の分ですけれども、7,000万円ということで1億1,500万円の中に入っているというお話だったと思いますが、国が2分の1、県が4分の1というふうに説明があったんですが、これは合わせて4分の3で7,000万円という、そういう計算ですか。

○市民課長 市で負担する分も合わせて7,000万円ということになります。そのうち2分の1が国、4分の1が県からの負担金ということになります。

○柴田博委員 今まで聞いていた中では、1,700億円に該当する部分の国からの支援金として、塩尻市分として7,000万円というふうに、私は理解していたんですけど、そういうわけじゃないということですか。

○市民課長 1, 700億円というのは、財政支援の国の全体の分の金額ということになります。その見直した制度に基づいて、塩尻市が一般会計から特別会計に繰り出す分を計算しますと7, 000万円ほど増額になるということでございます。

○柴田博委員 そうすると国、県から来るのは、その4分の3ということということですか。

○市民課長 そのとおりでございます。

○柴田博委員 それとその下の財政支援分ですけれども、当初は25、26、27年度について1億3, 500万円ずつ一般会計から繰り入れるという形であって、28年度については決まっていなかったと思うんですが、その分について、28年度分はとりあえず6, 750万円は繰り入れるという、そういうことでいいですか。

○市民課長 もっと早い段階で税額をどうするかということが、結論がつけばですね、それに基づいて一般会計から幾ら繰り入れるのか、税率を幾らにするのかということも結論が出たかと思うんですが、今の段階ではまだその結論が出ておりませんので、一般会計からの財政支援分の繰り入れは、とりあえず27年度と同額を当初予算では計上するというところでございます。

○柴田博委員 もしその後、税率改正が必要になれば、またそれはそれでそのとき調整するんですが、税額改定しないということになれば、今までは値上げに必要な金額の半分は一般会計から、半分は値上げでっていうお話だったと思うんですが、28年度分については結果的には値上げはしないけど、一般会計から繰り入れ分として6, 750万円は支払うという、そういうことでいいわけですか。

○市民課長 その保険税をどうするかっていう議論の中で決まりますので、一応当初予算ではこの金額見込みましたけれども、その議論の中で結果的にこのまま繰り入れられるかどうかというのは、今の段階ではちょっと申し上げられません。

○委員長 ほかにはどうですか。

○永田公由委員 基金繰入金が大幅にふえて2億2, 000万円ほどになっているんですけど、これだけ使っちゃうと財政調整基金ほとんどゼロに近くなると思うんですけど、その辺はどのくらい残るわけですか。

○市民課長 後でまた補正予算のところも出てくるんですけども、今年度も今のところ足りない見込みで、おろす予定でございます。今後当初予算も、もしこの予算どおりにおろしたとしますと、来年度末の残高は6, 000万円ほどになってしまうということになります。

○永田公由委員 それと、その保険者が都道府県にというようなことでやってるようですけども、それは確実にあれですか、進んでいるわけですか、話とすれば。

○市民課長 30年度から財政運営が都道府県になるということは、もう決まっております。保険者が県になるということではございませんで、県と市町村が共同で保険者となって、財政運営のみ県でまとめて行うという制度でございます。

○永田公由委員 そうなった場合に、いわゆる市の負担というか、今一般会計から繰り入れたり、財調を切り崩したりして帳尻を合わせてるんですけど、そういった部分はどうなります。

○市民課長 今度30年からは県が県下全体の医療費の見込みを立てまして、それに基づいて被保険者の数とか、所得の状況に応じて、各市町村に負担金を求められることになります。その負担金を支払うために標準保険税率というものが県から示されまして、各市町村はそれを参考に保険料なり、保険税を集めて負担金を納めるという

ことになります。その保険税は、もし示された標準保険税率どおりに集めれば、そのとおり県に納められるんですけども、例えば、それが今の税率と大分差があったような場合は、多分一度にそうはできませんでしょうから、その差額をどうするかというのは、一般会計のほうと相談することになるかと思います。

○永田公由委員 そうすると見通しとすれば、保険税と税率は多少、多少というか、上がってくるってことですよね、今の状況でいけば、当然。

○市民課長 上がるかどうかというのもちょっとわからなくてですね、柴田委員さんからの質問にも何回かお答えして、今、塩尻市は他と比べて国保税が高いような状況になっております。通常考えるとですね、高い市町村と低い市町村と一緒に財政運営をするようになれば、高いところは低くなって、安いところが高くなるから、希望としては、塩尻市はちょっと今よりも安くなってほしいと思うんですけども、県が医療費を見込む中で、どういう見込みをするかっていうのがありますし、あと負担金の計算もですね、先ほどちょっと言いましたけども、被保険者の数だけでなく医療費のかかりぐあいでもかかわってくるものですから、医療費をたくさん使っている市町村には、よそよりも高い負担金がかかるということなので、単純に今よりも高くなる低くなるという見込みは、今の段階ではちょっとわかりません。

○委員長 ほかにはどうですか。

○柴田博委員 383ページの一番下のほうの医療費の通知委託料というのがあるんですけど、総額で88万2,000円ということなんですが、通知の数と言いますか、それは年間どれくらいの予想なんでしょうか。

○市民課長 済みません、通知の数は、今手元に数字がありませんので、後ほどお答えしてよろしいでしょうか。

○柴田博委員 というのはですね、これ、国保を使った人にはみんな行ってるんだというふうに思うんですが、そうではないですか。

○市民課長 通知については、被保険者の方、皆さんにお出しをしております。

○柴田博委員 それで、私もたまに大分遅れていただくことがあるんですが、見るだけで特にその後、何のあれもしてないわけですが、これを出すことによってどんな効果を期待しているのかっていうのが、もしあれば。

○市民課長 一応医療費通知につきましては、医療費の適正化ということを目的にお出ししては、窓口にも自分が医者にかかって幾ら払ったかなんてことはわかっているから、通知をもらわなくてもいいっていう方もいらっしゃるんですけども、一応自分が例えば複数の医療機関にかかっているとかなんて、ひと月のうちに、ああ、こんなにかかっちゃったんだなあっていうところを再確認していただきまして、その後の健康増進等の参考にいただければということで、お出ししているというところでございます。

○柴田博委員 出す趣旨はそういうことだっていうふうに思うんですが、実際にはそういう役割を果たしているとお思いですか。

○市民課長 それは多少皆さんのお考えの中で、医療費の抑制にはつながっているものと考えております。

○柴田博委員 これは出さなきゃいけないってことになってるもん。それとも塩尻市がやめようと思えばやめられるもんなんですか。

○市民課長 済みません、その点は、係長から答弁させていただきます。

○国保年金係長 市として義務としては持つてはございませんけども、県下でですね、県の要綱に沿いまして発送させていただいている状況です。

○柴田博委員 出さなきゃいけないっていうこと。

○国保年金係長 そうですね。県下、保険者としてですね。

○委員長 ほかにはどうですか。

○市民課長 先ほどの医療費通知ですけれども、7,000通ということで取り組んでございます。

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第34号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第34号平成28年度塩尻市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

ここで、10分間、休憩をいたします。

午後2時09分 休憩

午後2時18分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたしたいと思います。

### 議案第39号 平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算

○委員長 それでは、議案第39号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 それでは、予算書の473ページをお願いいたします。議案第39号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。予算の総額につきましては、第1条にありますとおり6億9,042万1,000円ということで、前年度対比では、金額にして3,194万2,000円、率にして4.9%の増でございます。

それでは、こちらも歳出から説明をさせていただきます。485、486ページをお願いいたします。1款の総務費につきましては、嘱託員の人件費などを計上してあります1目の一般管理費と、システム使用料などを計上しております2目の徴収費ということになっております。

2款1項1目の広域連合納付金でございますけれども、徴収します保険料等徴収納付金が5億4,976万1,000円。それから一般会計から繰り入れます保険基盤安定納付金、これが1億2,950万円ということで、それぞれを広域連合へ納付するものとなります。

それでは、歳入に戻りまして、479、480ページをお願いいたします。1款の後期高齢者医療保険料につきましては、広域連合の試算によりまして、合計で5億3,168万円、前年度対比では、金額にして2,318万円、4.6%の増額を見込んでございます。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険料の軽減分につきましては一般会計から繰り入れるもので、1億2,950万円繰り入れますが、歳出でも説明したとおり、その全額を広域連合へ納付をいたします。後期高齢者医療事業特別会計の説明は、以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありませんか。

○**柴田博委員** 基本的なところで申しわけないんですけど、国保のほうは国保の特別会計の中で国保税を集めて、それを医療費に充てますよね。それが全部国保特別会計の中でやっていて、こっちの後期高齢者のほうは、保険料を集めて、それを広域連合に納入して、発生する医療費とか事務費とかは一般会計からじかに広域連合のほうへ行くような形になってますよね。それはどうしてそういう違いが出てくるわけですか。

○**市民課長** 後期高齢者医療につきましては、保険者が広域連合ということになるので、私どもは広域連合から保険料の徴収を、何て言うんでしょう、委託されていると言いますか、そういう形になっていますので、集めた分を納めるという形でございます。なので、保険料の分だけ特別会計の中で賄っているというようなことで、そのほかの負担金については一般会計から直接広域連合のほうへ納めるというような形になっております。

○**柴田博委員** そうするとちょっと高齢者のほうじゃなくなってしまうけど、さっきの話で国保のほうが県単位化された場合には、同じような形になるわけですか。

○**市民課長** 先ほどもちょっと申し上げましたが、国保は財政運営だけ県でやるということで、保険者は県と市町村の共同の保険者ということなので、保険税も集めますけれども給付も各市町村でやるということです。ただ財政としては県全体でまとまるので、各市町村で給付した分のお金は、県が交付金だったかな、でお金はくれるというような制度で、保険者が広域連合単体であるのか、国保は30年度からは市町村と県の共同の保険者ということによってちょっと体制が違うので、予算のほうも違うことでこのまま行くっていうことでございます。

○**委員長** ほかにどうですか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないようですので、議案第39号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第39号平成28年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

議案第43号 平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)中 歳入全般、歳出1款議会費、2款総務費(1項総務管理費14目市民交流センター費を除く)、3款民生費中1項社会福祉費8目国民健康保険総務費、9目後期高齢者医療運営費及び4項国民年金事務費、4款衛生費(1項保健衛生費1目保健衛生総務費、2目予防費、3目保健対策費、4目母子保健指導費及び2項清掃費1目し尿

処理費を除く)、8目土木費中1項土木管理費2目交通安全対策費、3目輸送対策費、9款消防費、12款公債費、第2条繰越明許費、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正

○委員長 次に議案第43号平成27年度塩尻市一般会計補正予算(第8号)についてを議題といたします。説明を求めます。

○人事課長 それでは、歳出48、49ページをお願いいたします。48ページ以降の歳出全般を通しまして、人件費につきましては多くの科目で補正をお願いしているところでございます。この人件費につきましては、補正の理由が各該当科目とも共通しておりますので、私のほうからその内容につきまして、まず一括して御説明を申し上げます。以降各担当課からの人件費関係の説明は、原則省略させていただきますので、御了承をいただきたいと思っております。人件費につきましては、まず年度末までを見通した上で、各該当科目におきまして職員給与費、嘱託員報酬費等の人件費の補正をお願いするものでございます。次に人事院勧告の関係でございますが、議案第3号の条例改正の折に御説明を申し上げましたとおり、一般職の職員につきましては、給料月額を平均0.4%引き上げること、また勤勉手当の年間の支給割合を100分の150から100分の160に引き上げること。このことによる補正増であります。この2点によりまして、補正をお願いするものでございます。全体に通じましての人件費関連につきましては、以上でございます。

○議会事務局次長 それでは、1款議会費をお願いいたします。49ページの一番上最初の白丸、特別職給与費ですが、それぞれ議員報酬、議員期末手当等減になっておりますけれども、議員期末手当につきましては、新人議員さん5人がおられたということで、議員報酬等に関する条例に基づきまして、夏期期末手当が在職期間の関係で100分の30ということで、減額になっているものでございます。

それから白丸1つ飛びまして、議会活動費202万6,000円の減ですが、これは事業費の確定によるものでして、主なものとしましては、費用弁償154万7,000円の減ですが、特別委員会、それから基本条例推進委員会等の視察が行われなかったための減でございます。私からは以上です。

○人事課長 それでは、総務費の総務管理費をお願いいたします。1つ目の白丸、嘱託員報酬でございますが、こちらは決算見込みによりまして減額補正でございます。

その次の特別職給与費でございますが、これは特別職2人の期末手当の年間支給率の改定でございまして、3.10から3.15に引き上げたものの補正でございます。

その下の職員給与費でございます。1つ目の黒ボツ、一般職手当でございますが、こちらは主として退職手当の増でございまして、早期退職2名、普通退職7名の退職手当等でございます。以上でございます。

○庶務課長 続きまして、一番下の白丸、庁舎施設管理費857万円余の減額について、主な内容を説明します。電力使用料500万円の減額及び51ページのほうに行っていたら、上下水道使用料100万円の減額は決算見込みに基づく減額でございます。その下、消防設備点検委託料から電話交換機借上料までは、それぞれ業務確定に伴う減額でございます。以上です。

○選挙管理委員会事務局 固定資産評価審査委員会費につきましても、決算見込みに伴うものでございます。

○人事課長 その下の白丸、人事事務諸経費でございますが、こちらは人事給与システム改修委託料の関係でございますが、こちらは決算見込みによりまして減額補正でございます。以上でございます。

○庶務課長 その下の白丸、車両管理諸経費50万円の減額は、燃料単価の下落に伴う減額でございます。

その下、2目文書広報費の最初の白丸、文書事務費200万円の減額は郵便料で、決算見込みに伴う減額でございます。以上です。

○秘書広報課長 引き続きまして、広報広聴活動事業65万9,000円の減でございますが、こちらも事業費確定に伴う不用額でございます。以上です。

○会計管理者 続きまして、会計事務諸経費でございますけど、こちらも決算見込み額減によります補正減でございます。

○財政課長 続きまして、5目財産管理費の基金積立金でございます。それぞれの基金の利子の積み立てにつきましては、利子の確定見込みによりまして補正をするものでございますし、元金積立金につきましては、寄附金を積み立てるものでございます。一番下の福祉基金元金積立金150万円につきましては、市民等からの寄附でございます。それから、おめくりいただきまして、寄付金のうち歳入でまた申し上げますけれども、ふるさと寄附金収入を本年度1億円ほど見込んでございます。ふるさと寄附金につきましては、本年度から寄附目的を4つに区分をいたしまして、寄附者の御意向に沿って活用させていただくということにしております。区分の1つ目につきましては、地域ブランドの構築でございます。これは、2ポツ、協働のまちづくり基金に積み立てることにしてございます。区分の2つ目が、育マチしおじり子育て支援に活用させていただくものでございまして、本年度にぎやか家庭応援事業に充当をしております。それから区分の3つ目が森林資源の循環活用という目的でございます。これは一番下のポツ、森林環境保全基金に積立てるものでございます。区分の4つ目が、その他市政に関する事業ということで、市長にお任せでございます。これにつきましては、下から2つ目の知恵の交流基金とその上の財政調整基金に半分ずつ積み立てることにしてございます。なお、12月補正で増額計上をいたしました。その際、当面ですね、全額を2ポツ、協働のまちづくり基金積立金に12月の時点では計上しておりましたので、実績見込みをもとに協働のまちづくり基金積立金を減額しまして、寄附された方の目的ごとに組みかえ計上するものでございます。また年度末実績になりますと、この見込みとは決算変わってきますので、その区分ごとの確定額によりまして、予算の範囲で積み立てをさせていただき、決算において目的ごとの金額を公表させていただきたいと、このように考えております。それから、ふるさと寄附金のほかにですね、この中の財政調整基金には、オフトークから御寄附いただきました1,000万円、それから知恵の交流基金には、企業からの寄附金200万円、それから自動販売機売上からの寄附金50万1,000円も含めて、積立金に計上させていただいております。財産管理費については、以上でございます。

○企画課長 6目企画費でございます。53ページの2つ目の白丸、シティプロモーション事業2,169万2,000円の増額につきましては、歳入総務費寄附金、ふるさと寄附金でございます。大幅な増額に伴いまして、不足する謝礼品費用1,469万2,000円を追加するとともに、国の補正予算、地方創生加速化交付金を充当いたしますシティプロモーション推進事業負担金、これを前倒しするものであります。

1つ飛びまして、プロスポーツ支援事業でございます。3月20日ですね、アルウィンでの松本山雅、今期初戦でございます。ジェフ千葉戦におけるJR塩尻駅からのシャトルバス運行補助金を追加をするものであります。

その下、民間活力導入事業につきましても、同じく地方創生加速化交付金を充当した前倒し事業でありまして、首都圏の大手企業の幹部候補生、プロ人材でございますが、これと本市の職員が有料ワーク、合宿等により重要課題解決のためのプログラム設計委託料等が主な内容でございます。以上でございます。

○情報企画係長 続きまして53ページ、上から情報開発費になりますけれども、マイナス分のつきましては、事業費確定による補正減が主なものになりますが、黒ポツの上から3つ目、中間サーバ・プラットフォーム利用負担金につきましては、国からの負担金の請求額の減額によるものでございます。

おめくりいただきまして、55ページになります。1つ目の白丸、塩尻情報プラザ・ネットワーク運営事業の2つ目の黒ポツ、支障移転等工事につきましては、旧の宗賀南部保育園の売却に伴います無線ネットワーク電柱の移設の費用となっております。

それから1つ飛ばしていただきまして、最後の白丸、情報セキュリティ運用事業につきましては、システム構築委託料ということで、総務省のほうから新たな自治体情報セキュリティの抜本的強化の補助金が出てございまして、それにあわせまして、情報セキュリティの機器の導入に関する部分の補正予算の計上をしております。以上です。

○地域振興課長 続きまして、8目地域づくり振興費をお願いいたします。説明欄白丸、地域づくり事務諸経費8万1,000円、それから次の防犯灯管理事業の163万5,000円の減につきましては、決算見込みにより減額でございます。以上です。

○市民課長 次、10目の生活支援対策費でございますが、1つ目の白丸の嘱託員報酬につきましては、こちらは県からの補助金対象となっている嘱託員の報酬について、実績に基づきまして補助金が交付されますので、社会保険料の額の確定で減額をするものでございます。以上です。

○人事課長 12目職員研修費でございますが、職員研修諸経費、研修委託料につきましては、決算見込みに基づきます減額補正でございます。以上でございます。

○消防防災課長 13目の防災防犯費をお願いいたします。防災防犯諸経費38万3,000円につきましては、決算見込み及び事業費の確定に伴い減額するものでございます。

次のページ、おめくりいただきまして57ページ、防災施設・設備等整備事業のうち上から3つ目のポツ、防災行政無線設備工事124万2,000円につきましては、旧宗賀南部保育園の敷地の売却に伴い、同敷地内に設置してあります防災行政無線の柱及び機器を移設する工事費であります。その他につきましては、事業費の確定により減額するものです。以上です。

○選挙管理委員会事務局長 15目公平委員会費の、この減額につきましても、決算見込みに伴うものでございます。

○税務課長 続きまして、58、59ページをごらんいただきたいと思います。2項徴税费2目賦課徴収費、最初の白丸、賦課事務諸経費をお願いいたします。事業費の確定に伴いまして減額するものでございます。

その下の白丸、固定資産評価替等対応事業につきましても、事業費の確定に伴い減額するものでございます。以上です。

○収納課長 その下の白丸、徴収事務諸経費でございますが、161万2,000円の減額でございます。印刷製本費から3つ、相談委託料までは決算見込み、また社会保障・税番号制度システム改修委託料は事業費の確定による減額でございます。以上でございます。

○市民課長 その下の3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、2つ目の白丸、事務諸経費1,473万2,000円の増額でございますけれども、こちらはマイナンバー制度関連ということで、国の補正予算が成立した

ことに伴いまして増額するものでございまして、国から来た補助金を一般職手当、臨時職員賃金に充てるものでございます。また一番下の黒ポツ、個人番号カード交付事業交付金につきましては、国から来た金額をそのまま地方公共団体情報システム機構に支払うものでございます。私からは以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** 4項の選挙費でありますけれども、これも決算見込みに伴う減額ということと、それから予算の財源内訳の変更があります。以上です。

○**企画課長** 60、61ページ、5項の統計調査費でございます。1目の統計調査総務費、2目基幹統計調査費、3目国勢調査費、いずれも決算見込みに伴う減額補正でございます。以上です。

○**選挙管理委員会事務局長** それでは、62、63ページの一番上になりますけれども、監査委員費になりますけれども、これも決算見込みに伴う減額をさせていただきました。以上です。

○**市民課長** それでは、ページが飛びますけれども、66、67ページをお願いいたします。3款1項8目の国民健康保険総務費につきましては、説明欄の2つ目の白丸、国民健康保険事業特別会計繰出金ということで、先ほど来話が出ております国の医療保険制度改革によりまして、繰出金のほうが本年度分で7,200万円余増額になるというものでございます。

それから9目の後期高齢者医療運営費につきましては、1つ目の白丸、後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、広域連合への負担金の額の確定による減額でございます。また2つ目の白丸の特別会計への繰出金につきましては、保険料の軽減分の確定によりまして繰出金の増額でございます。

また少しページが飛びまして、72、73ページをお願いいたします。3款4項1目の国民年金事務費につきましては、マイナンバー制度に伴いましてシステム改修を行いました、その額の確定によりまして減額となります。私からは以上です。

○**生活環境課長** 私からは74、75ページの4款衛生費5目環境衛生費でございます。減額になっているものは、委託料、工事費の入札差金、あるいは事業料の確定、決算見込みによるものでございます。また、燃料の減額もしておりますが、単価が下がったものでございます。中で1点だけ御説明申し上げますが、78、79ページの上から4つ目の丸、ごみ処理負担金、松塩地区広域施設組合負担金でございますが、これまで松塩地区広域施設組合の負担金というのは、翌年度決算が終わったときに返還金として返ってくるということなんです、今回につきましては、今現在行っております松本クリーンセンターの改良工事で、平成26年度に起債を6億円借りてございます。その起債の利子の償還が平成27年度から始まっているわけなんです、利率が下がったものですから今年度の負担金から78万8,000円減額するというものでございます。以上でございます。

○**地域振興課長** ページが飛びまして、88、89ページをお願いいたします。8款土木費1項土木管理費2目交通安全対策費でございます。説明欄白丸の交通安全対策事業諸経費でございます。臨時作業員賃金、こちらのほうは、事業費確定に伴います減額でございまして、次の3目輸送対策費の最初の白丸、輸送対策事業の50万円の増額をお願いいたします。これは地域振興バスの運行委託料の増額になるわけでございますが、市内10路線のうち9路線を運行している受託業者、現在信州アルピコタクシー株式会社でございますが、バス運行に係る経費から、その日利用いたしました運賃の分を差し引いた額を運行委託料として、市が業者に支払っておるわけでございますけれども、利用者数が当初予算を想定したときの人数よりも少なかったことに伴いまして、その差額分を補正させていただくものでございます。次の白丸、駅前駐輪場等管理事業につきましては、事業費確定に

伴う減額でございます。以上でございます。

○消防防災課長 続きまして、96、97ページをごらんください。9款消防費の1項1目常備消防費、97ページの広域消防負担金、その下の2目非常備消防費の消防事務諸経費から消防委員会運営事業、それと次の3目消防施設費の消防施設整備費につきましては、事業費の確定により減額するもの、以上でございます。

○財政課長 それでは、ページお進みいただきまして、110、111ページへお願いいたします。12款公債費でございます。一番下、110ページの元金償還金、それから次のページ112ページの利子償還金、いずれも償還額、それから借入れ条件の確定によりまして、それぞれ減額をするというものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたしますので、18、19ページをお願いいたします。18、19ページ歳入でございます。主なものを説明させていただきます。市税につきましては、それぞれ決算を見込んで補正をするものでございますけれども、この中で6項特別土地保有税につきましては、土地の投機的取り引きを抑制するためにですね、昭和48年に創設された税でございます。これは平成15年度の税制改正によりまして、平成15年度以降は特別土地保有税の課税を停止いたしまして、新たな課税はしないということとされたものでございます。ただし、既に徴収猶予中の納税義務につきましては、免除されるものではないということでございます。本市で産業団地を取得した企業の中で、平成13年度取得分と平成14年度保有分の納税義務が残っておりまして、これにつきましては、本年8月まで徴収猶予されていたところでございますけれども、工場を建設する見込みがなく、徴収猶予が取り消しとなりましたので、ここで1,896万8,000円を計上するというものでございます。

それでは、おめくりいただきまして次のページ、一番上の6款地方消費税交付金につきましては、本年度県の収入見込み率を使って算定しておりましたけれども、見込みよりも3億2,700万円余の増で確定いたしましたので、増額をするものでございます。

それから、中段10款地方交付税のうち普通交付税につきましては、全国自治体の交付税総額が不足いたしまして、調整率によりまして減額交付されておりました。けれども、国の補正予算によりまして、不足分が措置されたことによりまして復活しまして、追加交付分を計上するものでございます。なお、その下の特別交付税につきましては近年の実績を踏まえまして、28年度当初予算との整合を図って5,000万円を増額計上するものでございます。

それから13款、一番下です。使用料のうち行政財産目的外使用料につきましては、当初予算と同様に一括総務費使用料に計上されておりましたものを、電柱等でございます、各費目に振りかえたものでございます。

それでは、3枚おめくりをいただきまして、26、27ページをお願いいたします。国庫支出金、中段にございます2目民生費国庫負担金の国民保険基盤安定負担金につきましては、当初予算でも説明しました保険者支援繰出金に対します国の負担金でございます。国の医療保険制度改革によりまして増額計上するというものでございます。それから3節生活保護費負担金につきましては、実績により補正するものでございます。

次に2項1目総務費国庫補助金の2ポツ、3ポツです。個人番号カードにかかわります補助金が、歳出でも申し上げましたけれど、追加されたものでございます。それから、下の3つにつきましては、歳出で説明しましたとおり、国の補正予算に対応しまして前倒して計上するというものでございます。

おめくりいただきまして、次のページの上から2段、3節児童福祉費補助金の一番上、社会資本整備総合交付

金（塩尻地区）、これは旧まちづくり交付金でございまして、1億8,000万円余の減でございます。これにつきましては、旧まち交の内示率が36%と大幅に下がったために、吉田原保育園、吉田児童館分館建設事業、これを旧まち交から外しまして、起債事業に変更して実施をしたということによる減額でございます。それから、3つ飛んで子ども子育て支援事業補助金につきましては、28年度予算でも説明しましたとおり、子ども子育て支援新制度に伴いまして、補助金を組みかえたというものでございます。

それから4目農林水産業費国庫補助金の地方創生加速化交付金につきましては、これも国の補正予算に対応したものでございます。前倒して計上するものでございまして、森林所有者の意向調査、整備方法、計画等を検証しまして事業の可能性調査を実施するものでございます。なお、地方創生加速化交付金の事業の説明につきましては、事前にお配りしました予算案概要のほうに事業内容の説明も書いてありますので、あわせてごらんいただければと思います。

それからおめくりいただきまして、次のページが7目労働費国庫補助金でございます。これはいずれも国の地方創生加速化交付金を活用して前倒し計上するものでございまして、雇用対策では実践型インターシップ、人材環流の促進、女性就労支援のためのテレワーク事業を行うものでございます。

地域産業振興推進では、誰でも自由に使ってよいプログラム言語によるOSSでございます。オープンソースソフトウェアの普及拡大と企業間の連携の促進を支援するという事業でございます。それから次、木質バイオマス地域循環システム形成、これはオガコを活用しました民間によります木質ペレットの製造システムを確立するために木質ペレット燃料を製造しまして、ペレットの品質分析などを行うというものでございます。それから地域ブランド推進活動につきましては、首都圏、あるいは名古屋におきますワイン、木曾漆器などのブランドを発信する事業、またワインをPRいたします、それに活躍をするミスワインを決定するというものでございます。

それから15款県支出金の一番下、合併特例交付金につきましては、これは県との協議によりまして、文化会館改修事業への充当に組みかえるというものでございます。

それから2枚おめくりをいただきます。34、35ページをお願いいたします。6目教育費県補助金、こちらも同様に合併特例交付金の充当を文化会館改修のほうに組みかえるというものでございます。

それからおめくりいただきまして、次のページは中段、財産売払収入の市有地売払収入につきましては、後ほど協議会で御報告させていただくことにしておりますけれども、旧贄川保育園、旧塩尻児童館、旧宗賀南部保育園を公募しまして、売却をするということになりましたので、増額をするものでございます。その下、市有林立木等売払収入につきましても、確定分を増額するというものでございます。

次に17款寄付金、総務費寄付金の7,125万円の増額の内訳につきましては、ふるさと寄附金が5,874万9,000円、それからサラダトークから1,000万円、それから塩尻鉄工さんから200万円、それから自動販売機売上金による寄附が50万1,000円と、それぞれ追加計上をするものでございます。それから民生費寄付金の150万円につきましては、フェリスクレールさんから100万円、ほか個人団体から90万円の御寄附がありまして、既決予算の40万円との差額をここで計上させていただくというものでございます。一番下の社会教育費寄付金につきましては、長野銀行さんから御寄附をいただいたものでございます。

それでは、おめくりいただきまして次のページ、繰入金の2目基金繰入金、これにつきましては、可能な限り繰り入れ戻しを行うということといたしましたけれども、財政調整基金につきましては、本年度市税収入の減額、

それから除雪経費、ここで発生しました。さらに雨氷によります倒木被害等が影響いたしまして、ここで3億円余を戻すこととしたものの、本年度は6億8,800万円余の取り崩しをしている状況となっているというものでございます。その他の基金につきましては、それぞれ事業に充当したもの以外は、全て繰り入れ戻しを行うものでございます。

20款の諸収入につきましては、これはそれぞれ確定により補正するものでございます。

ページ、ずっとお進みいただきまして、44、45ページの下の段、21款市債の補正につきましては、先ほど国庫補助金で申し上げました事業、それから各起債対象事業の確定によるものでございますので、説明については省略をさせていただきます。

ページをお戻りいただきまして、恐れ入りますが6、7ページをお願いいたします。6、7ページ、これは第2表繰越明許費でございます。これにつきましては、国の補正予算に対応して前倒しをした事業、8事業ございます。1億960万円余。それから、事業の進捗状況に伴いまして、28年度に繰り越すものが10事業ございます。3億9,990万円余と。合計18事業、5億950万円余を繰り越すというものでございます。

それからおめくりいただきまして、第3表債務負担行為補正につきましては、文化会館の改修工事と工事監理委託につきましては、本年度と来年度の事業費割合が変更になりましたので、来年度の限度額を変更するというものでございます。

次おめくりいただきまして、9ページ以降は第4表地方債補正でございます。これは先ほどの事業費の確定に伴いまして、次のページ、それから13、14ページにかけまして、それぞれの起債の限度額を変更するというものでございますし、13、14ページの下の方、追加につきましては、国の補正によるもの及び起債メニューの組みかえにより追加をするというものでございます。説明は以上でございますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問ありませんか。

○**永田公由委員** 地方創生加速化交付金でやる事業の中で、いわゆる地域間の連携事業というのは、これは比較的我々でもわかるんだけど、単独事業で例えばシティプロモーション事業、本市の地域イメージの向上を図るとともにヒト・モノ・カネ、情報（知恵）を市外から呼び込み、地域で環流される仕組みを構築するとか、民間活力導入事業というようなものがあるんだけど、これもう少しかみ砕いてわかりやすく説明してくれない。

○**企画課長** それでは、まずシティプロモーション推進事業700万円でございますが、これは当初ですね、29年度の予算に計上する予定でございましたが、それを28年加速化交付金を充当して前倒しをするものでありまして、内容が2つに大きく分けることができます。まず内部、市民向けのコミュニケーションといたしまして、塩尻未来会議、各種イベントも交えまして市民参加を得て、市民の本市に対する愛着、誇りを醸成していく、この運営にかかわるもの。それから、それと連携しまして、プロのアドバイザーを設置をして、塩尻未来会議のイベントとともに、市民の本市に対する誇りを醸成していくというものでありまして、この内部コミュニケーションにかかわるものが、700万円のうち370万円ほどであります。もう1つが外部へのコミュニケーションでありまして、これは本市のよさ、住環境、住みやすさをですね、パンフレット等を作成をいたしまして、大手企業でありますとか、試験的にリクルート社、それからソフトバンク社とも、民間活力導入事業をやりましたので、こういった大手企業とも連携をして、子育てしたくなるまち日本一、それから暮らしやすさを外に向けて訴求をし

ていくためのPR景品であります。冊子でありますとか、新聞広告、あとWeb等のマスメディア戦略、ここに260万円ほど。もう1点が結婚支援事業を計画をしております。これは大手企業とも連携をいたしまして、それぞれに男性、女性スキルアップ講座というものを、初めは別々に開催をしまして、継続しながらマッチングを図っていくような年間を通じた結婚支援事業、これに65万円ということで合計700万円、これがシティプロモーション事業の内容でございます。それから、もう1点、加速化交付金を充当する事業は、民間活力導入事業250万円でありまして、これは本会議でも御説明申し上げましたが、この2月に試験的に首都圏のプロ人材と本市の若手職員が連携をして、地域課題を抽出をして解決策の構想を練るという事業でございまして、この試験をもとに来年度本格的に年4回の短期合宿を考えております。それぞれ継続するテーマ、また新たに設定するテーマを設けまして、首都圏のプロフェッショナル人材と本市の職員が課題解決のための合宿を行って、それをいわゆる事業化をしていくための材料をですね、集めて磨き上げていくという事業を1年行いますので、これが250万円です。以上が加速化交付金を充当した2事業の概要でございます。

○永田公由委員 これはいわゆる単年度事業、もう1年で完結型なのか、それとも交付金が来なくなっても市独自で単費の中でこういった事業を継続させていくのか、その辺はどうですか。

○企画課長 まずシティプロモーション事業につきましては、負担金ということで推進協議会がございまして。そこへの負担金でございますので、今回加速化交付金の事業の概要に合致しましたので、これはその財源を充てていくということになります。そういった交付金がなくても単費でもやっていく、今後もやっていく事業でございますし、民間活力導入事業につきましても、当初違う財源を充てておりましたが、これもまた加速化交付金の該当事業であります。これは1年間、実際本格的な実施をしてみたいですね、そこでまた検証をして行政系システムに沿った形で評価をして、来年度以降展開してまいりたいと考えております。以上です。

○永田公由委員 それで、いわゆる地域間の連携事業といういろんな課がかかわってくるし、下の事業はほぼ企画課が主体になるんだけど、これ司令塔はどこになるわけですか。いわゆる地方創生加速化交付金自体、いろんな課があるんだけど、いわゆるこれをまとめてやっていくというの、いわゆる司令部は、企画課が司令部になるわけですか、全て。それとも各課が単独にそれぞれに事業を推進していくのか。

○企画課長 今回加速化交付金事業、5事業でございます。それぞれに予算措置してございますので、その予算措置をした担当課が主を担うというような形になりますが、各事業とも共通してですね、KPI、重要業績評価指標により事業評価というものも必要になりますし、またまとめの実績報告等、そういった事業をコーディネートしていく分野につきましては、企画課になるということでございます。

○委員長 ほかにどうですか。よろしいですか。

○永田公由委員 先ほど輸送対策事業で、振興バスが赤字で50万円ということは、5,000人乗車数が減っているという理解でいいわけ。

○地域振興課長 実際にですね、1月現在で乗降者数を見ますと、実績では檜川線も入ると1,700人余のマイナスで、アルピコ分の9路線でいけば、ほぼとんとん、13人の減という程度でございまして、ということは、当初に前年実績が大体2万3,000人のところ、2万8,000人というふうに見込んでおりました。その人数をですね、乗降客の。それが要するに27年度新しくダイヤも改正して、市民の声も聞いた中でより使いやすい路線にしたということで、ちょっと多く見積もりすぎたということだと思っておりますけれども、その分で。

実際に乗ってる数が減ってるというのではなくて、そもそもの想定した人数がちょっと多過ぎたということかと思えます。

○永田公由委員 歳入の関係でね、特別土地保有税、先ほど今泉南テクノヒルズ云々で説明があったんだけど、これはこれから課税をするわけですか。それとももう収入として入ってきてるわけですか。

○税務課長 先ほどの財政課長の説明のとおりですけれども、税額は今年の11月中にもう納めていただいておりますので、これからはもう発生いたしません。

○永井泰仁委員 39ページになりますが、この財政調整基金ですが、28年度末で財政調整基金は、どのくらい残っているというか、どのくらいになっているか。

○財政課長 27年度末で、ここで補正させていただきますと37億7,000万円余になります。新年度予算で、先ほどお認めいただきました取り崩し額をそのまま6億5,000万円、崩しっぱなしとしますと、28年度末は31億4,000万円ほどになるということでございます。しかしながら、まだ見込んでございませんけれども、決算剰余金の2分の1以上は積み立てることになりますので、それ以上にはなるというふうに見込んでございます。以上です。

○永井泰仁委員 順に先細りになってきて切ないわけでございますけれども、また効率的な執行に心がけてほしいと思います。要望でいいです。

○委員長 それでは、いいですかね。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第43号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第43号平成27年度塩尻市一般会計補正予算（第8号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第44号 平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 それでは、議案第44号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。説明をお願いします。

○市民課長 それでは、議案第44号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明をいたします。補正予算書の1ページをごらんください。今回の補正予算額は歳入歳出それぞれ1億8,660万5,000円を追加して、予算の総額を87億3,409万円とするものでございます。

こちらの特別会計につきましては、ページを追って歳入のほうから説明をさせていただきますので、7、8ページをお願いいたします。歳入の7ページ、1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、滞納繰越分が当初見込みよりふえたことによりまして、700万円増額をさせていただくというものでございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましては、被保険者の減少に伴いまして、トータルで3,440万円減額をするというものでございます。

3款1項1目の療養給付費等負担金でございますけれども、こちらは歳出のほうの療養給付費の増額に伴いまして、国の負担額を増額見込みとするもので、8,250万円増額するものでございます。

また2目の高額医療費共同事業負担金につきましては、この拠出金の金額の確定によりまして331万円余を減額するものでございます。

3目の特定健康診査等負担金につきましては、決算見込みによりまして、211万円余減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。2項1目の財政調整交付金につきましては、やはり歳出の療養給付費等の増額に伴いまして、1,700万円の増額見込みをするものでございます。

2目の社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、システム改修委託料の額の確定によりまして、減額をするものでございます。

4款1項1目の療養給付費等交付金につきましては、退職被保険者の療養給付費等の減額に伴いまして、5,850万円の減額。

それから1個飛びまして、6款1項1目の高額医療費共同事業負担金、それから次のページの2目の特定健康診査等負担金につきましては、国庫負担金と同様の理由で県の支出金を減額するものでございます。

7款1項1目の共同事業交付金につきましては、県の国保連合会の見込額変更に伴いまして、トータルで1,400万円の増額でございます。

9款の1項1目一般会計繰入金につきましては、トータルで7,206万7,000円の増額でございます。まず、1節の保険税軽減分の保険基盤安定繰入金につきましては、税額の確定により460万6,000円の増。それから2節の保険者支援分の保険基盤安定繰入金につきましては、先ほどもお話ししました医療保険制度改革によりまして、7,053万円の増額ということでございます。4節の出産育児一時金繰入金につきましては、給付件数の減に伴いまして、252万円の減額ということでございます。それでは、次のページをお願いいたします。5節の財政安定化支援事業繰入金につきましては、これは地方交付税の措置分でございますけれども、額の確定により減額をするものでございます。6節のその他一般会計繰入金につきましては、特定健診事業費等に係るものとして、367万4,000円を増額するものでございます。

2項1目の基金繰入金は、保険給付費の増額等によります歳出の不足を補うために財政調整基金から8,133万3,000円を増額して繰り入れるというものでございます。

また11款1項1目1節の延滞金につきましては、保険税の滞納繰越分などの増額に伴いまして、延滞金も増額をするものでございます。

歳入は以上で、次に歳出になります。17、18ページをお願いいたします。17ページの1款2項1目の賦課徴収費、これは事務諸経費のそれぞれの額の確定により減額をするものでございます。

2款の保険給付費については、一般被保険者分については増額、退職被保険者分については減額の補正となっております。一般被保険者分につきましては、27年度の当初予算編成時は前年度対比4%程度の伸び率ということで見込んでおりましたけれども、先ほどもお話ししたとおり今年度は7%の伸び率ということで推移してい

るために、今後の給付を見込みまして、療養給付費で1億8,130万円。その下の高額療養費では、8,550万円を増額するというものでございます。退職被保険者分につきましては、被保険者の減少などもありまして、療養給付費を3,060万円、高額療養費を500万円、それぞれ減額をするというものでございます。

次のページをお願いいたします。4項1目の出産育児一時金につきましては、申請件数の見込み減少によりまして、378万円を減額するものでございます

3款の後期高齢者支援金等から次のページの5款の老人保健拠出金までにつきましては、それぞれの事業の額の確定に伴いまして、減額補正をするものでございます。

7款1項1目の高額医療費拠出金につきましては、県の国保連合会の事業費確定によりまして、こちらはトータルで3,041万円余の減額でございます。

8款1項1目の特定健康診査等事業費、それから次のページの2項1目保険衛生普及費につきましては、それぞれ事業費の確定による減額でございます。

9款1項1目の財政調整基金積立金につきましては、歳入のほうで増額補正をいたしました基金の利子そのまま基金のほうへ積み立てるというものでございます。

12款の予備費につきましては、基金繰入金を増額しまして歳入不足を補填するというために、予備費もゼロとするものでございます。国保特別会計補正予算の説明は以上になります。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、議案第44号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第44号平成27年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 議案第48号 平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○**委員長** 次に議案第48号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** それでは、議案第48号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の説明をいたします。補正予算書の1ページをごらんください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出それぞれに133万7,000円を追加して、予算総額を6億6,343万7,000円とするものでございます。

それでは、こちらも歳入から説明をいたします。7、8ページをお願いいたします。7ページ、3款1項1目の社会保障・税番号制度システム整備補助金83万4,000円の減につきましては、システム改修委託料の確定による減額でございます。

それから4款1項2目の保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）につきましては、保険料の軽減分について額の確定に伴いまして、一般会計からの繰り入れを増額をするものでございます。

それでは、次に歳出の説明で11ページをごらんいただきたいと思います。1款2項1目の徴収費につきましては、79万2,000円の減額ですが、これは事務諸経費のそれぞれの委託料の額の確定によるものでございます。

それから2款1項1目の広域連合納付金につきましては、延滞金を含めました滞納繰越分と一般会計から繰り入れます保険料軽減分を後期高齢者医療広域連合へ納付するものとして、177万3,000円の増額をお願いするものでございます。特別会計の補正予算の説明は以上です。

○委員長 それでは、質疑を行います。委員の皆様から質問ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、これより自由討議を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第48号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第48号平成27年度塩尻市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

---

#### 閉会中の継続審査申し出

○総務部長 市議会閉会中の継続審査についてお願い申し上げます。本委員会が所管する企画政策部、市民生活事業部、総務部において、それぞれ重要案件を抱えておりますので、閉会中におきましても協議会等の開催をお願いする場合がございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○委員長 ただいま継続審査の申し出がありましたが、これについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのように議長に申し入れをいたします。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了しました。なお、当委員会の審査結果の報告及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいですが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

ここで、理事者から挨拶があれば、お願いをいたします。

---

#### 理事者挨拶

○副市長 御礼の御挨拶を申し上げます。2日間にわたりまして、大変御熱心に御審査をいただきまして、提案

をいたしました全ての議案に対して承認をすべきものという結果をいただきました。大変ありがとうございました。とりわけ新年度予算の編成につきましては、初めての試みで包括予算編成ということで実施をいたしました。御審査をいただく中ですね、貴重な御意見をいただいております。私どももまだまだこの制度に関しましては、課題も多いし、まだまだ研究をしていく必要があろうなあというふうに思っておりますが、できるだけ現場に近いところで、市民の皆さんに近いところで、意思決定をしていくという方針を具現化をしていく1つの手段であらうなあというふうに思っておりますので、変わらぬ御意見を、御示唆を賜れば幸いです。改めて御礼を申し上げまして、審査の御礼とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長 以上で、3月定例会総務生活委員会を閉会をいたします。御苦労さまでございました。

午後3時28分 閉会

平成28年3月7日（月）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務生活委員会委員長 横沢 英一 印